

監獄雜誌



第五卷第九号

目 録

● スイール、ブロックウェー氏肖像	(一頁)
● 論説	
● 氏に獄學講義(第四回)	八木秀太郎 譯
● 刑事被告人の提見は可成之を制限する所あるを要す	礫々生
● 時事談話筆記	(十六頁)
● 雜錄	
● 監房燈火の位置に就て	浪華生
● 科程を畢へざる者に對してハ半額以内の工錢を削減す(一)	
● 徳川氏刑政論 (奉前)	
● 食物請求の可否は食費の償否に依らずして科程の可否を以て標準とするを可とす	
● 發信書の封皮に就て	
● 國民之友に於ける監獄學の批評	(二十九頁)
● 通信	
● 寄書	
● 世の寄書家及監獄當局者諸君に激す	(三十一頁)
● 諸工者の再置を望む	北越
● 日本刑律沿革略言	突岳
● 施行細則第六十三條但書の解に就て	舟遊
● 看守の心術及び品性修養に就て	研究
● 問答	
● 疑難	下博
● 浪華生に答ふ	(三十九頁)
● 雜報	
● 數十件	田愛
● 特別寄書	下博
● 監獄改良	(四十一頁)
● 監獄彙報	
● 數件	京都 檜
	(五十五頁)
	翠女史
	(五十頁)

警察監獄學會發兌

○會告

本會出版監獄學再版ニ就テハ豫約期限内即來ル九
月。二。十。日迄ニ於テ御申込ノ向ニ限リ該豫約價ハ初版
再版ヲ通算シ御需用ニ應スヘク假令ハ一署内初版ニ
於テ五拾部再版ニ於テ五拾一部御採用被下候時ハ都
合一百一部以上ノ豫約價金壹圓四拾錢ノ割ヲ以テ御
支拂被下度最モ初版代金完了ノ向並ニ書林委托ノ個
所ハ別ニ拂戻シハ爲サ、ルヘシ此段特ニ廣告ス

今回再版セシ監獄學ハ部數ニ依リ豫約價遞減法モ有
之候處**本會雜誌代金取纏**等ニ就キ平素御盡力相
願候諸君ニハ特ニ豫約價ノ**半額**(運送費共)ヲ以テ御需
用ニ應スヘク候間無御遠慮御申越被下度此段廣告ス

出版主任 磯村 兌 貞

唱主論期刑不定者
米國エルマイラ感化的監獄
典獄スィアール、ブロックウエー氏肖像



監獄雜誌第五卷第九號

論 說

● 格氏監獄學講義 (第四回)

八 木 秀 太 郎 譯

〔四〕刑法に於て種々の自由刑の特質を劃然分別して以て互相錯綜せざることを致し得さりしに行刑の實際も亦許多の規則及獄則の設定あるに拘らず懲役禁錮及重拘留を執行の方法上著く區別すへからず而えて拘留刑は其執行上嚴正なる自由刑と云ふの外は何等の名稱にも適合することを表明せり茲に二三の陳腐なる規定例之懲役囚に在ては汝と喚ふへく又は懲罰として身體を鞭撻し得へきことを外にすれば其他の區別は實に疑惑を免れずして刑の緩和に供すへきもの反て苦惱を増すの作用あり苦惱を増すへきもの反て緩和の効果ありとの感なきにあらず

刑の嚴正は囚人を給養するに生命及健康を保持するに足るを以て度とし總て過剰及奢侈に渉る者は嚴禁するを要す又他方に於ては自由刑の性質より囚人を給養する乏きに過るを得ず是法律の要求する所の自由刑を變して身體刑又は生命刑とならしめさらんか爲なり而えて食物被服住居臥具及清潔は行刑獄に在ても禁錮獄に在ても大要同一なるへし否禁錮囚の最多數を拘禁する所の小禁錮獄よりは反て大行刑獄の方を優れどすへし禁錮獄に於て自己の衣服を著用し得へき權利は刑の緩和となるや甚疑ふへし何者幾千百の囚人

は在獄中單に一着の外別衣の用意とてもなければなり

禁錮獄の作業時間は九時間にして行刑獄は十時間とするも雜居制に在ては偶々以て最不良の人物乃習慣犯罪人に若干の快樂を興るに過ぎるへし何者彼等は過去及未來の汚行惡計に就て悠然閑話し得るの時間を延長するに過ぎればなり是然しなから刑の道德的嚴正を害すること甚きものなり分房制に在ては作業を以て最上の恩恵なりと感覺するに由て作業時間の短縮は容易ならざる苦痛にして禁錮囚も懲役囚も同時間作業し得んことを請願するに至るなり

作業收益の三分一以下を禁錮囚に六分一以下を懲役囚に惠與するの一事は著明の區別なるに相違なし又禁錮囚は作業益金を嗜好品の購求に使用し得ること懲役囚より多きの一事も亦同様なり然とも刑の區別を測定するに監獄に於て支給する所の工錢の多少を以てし若は囚人の選擇に任す所の美味の品目の多少を以てするは其考慮を要することなるへし(原註強制役業を付する種々の自由刑をして此の如く無差別ならしむることは各國殆皆多少其病ありと謂へし例之佛蘭士國の徒刑懲役禁錮但徒刑は國內に於て執行する時に限る白耳義國の徒刑懲役是なり此等諸國に於ても亦區別は單に作業益金の比例と購給飲食物とにあるのみ)

(五)獨逸刑法に判然解釋せる所の自由刑は單に城塞刑なりとす曰自由を剝奪して作業及生活方を監視す之か對を爲すは自由を剝奪して作業及生活方を規定する者なり此兩極の間に結構せんと欲する所の諸他自由刑は不明瞭且放恣なるを免れず(原註荷蘭國の刑法には單に二種の自由刑あるに過ぎず之を禁錮及拘留と云又瑞典諾威薩馬荷蘭諸國の刑法も同様にして之を懲役及禁錮と云倫敦會議に於て此問題の發議あり尋

てストックホルム會議に於て詳細辯論ありたりトニセンの主唱にて單一自由刑と一定し特に期限に依て等別し分房に於て之を實行するの說には賛成者尠少なかりしと雖佛國及獨國の刑制を辯護する者は一人もあらざりしなり)

此二刑に如何なる名稱を付すべきや英國及北方諸國の先蹤に從て懲役禁錮と稱すべきや將蘭國の如く禁錮拘留と稱すべきやは深く問ふを要せず只刑法に於て其區別を明記すれば足れり

有役自由刑に在ては處刑者其命せらるゝ所に從て作業すべき義務あり無役自由刑に在ては強制の役業なく監獄の秩序及紀律に背馳せざる限は自己の選擇に從て作業するものとす無役刑者若自ら作業を調辨すると能はされは請求に由て獄署に於て之を調辨することあるべく然ときは成べく本人の希望に副ふとに注意すべきものとす彼若作業の選擇を爲さるときは乃作業選擇の權利を失却する者にして是に至れば作業を科せらるべきものとす是懶惰は不道德なるを以てなり(原註蘭國刑法第二十條に作業を選擇せざる所の拘留囚には禁錮囚の如く作業を科すへしとの規定あり)

強制役業の收益は國家に屬すること些の疑なし作業の賞與として囚人に給するものは自由なる贈賄なり選擇作業の收益は給養費(獄署費は此に算入すへからず)を引去り其餘は囚人に屬するものとす有役禁錮刑は總て重要な犯罪及惡意若は不良習慣に由て一般の安寧に危險なる犯罪人の違法に對する刑罰なり無役拘留刑は輕微なる違法及過誤に由て犯罪したる者に對する刑罰なり最多數の犯罪に在ては事體と人物とに從て何の刑を言渡すべきやの選擇を裁判官に一任すへし惟制限すべきは刑期の長短に關してのみ(原註陸軍

刑法又獨逸刑法にも此原則乃事情と人物とに従て彼此刑種の間に選擇するの餘地を裁判官に與ふと（懲役と城塞刑との間、禁錮と拘留との間、禁錮と拘留と罰金との間）を最廣汎に實施せられたり蓋此事は學問上非難多き所の酌量輕減即此佛蘭士法よりの不良なる借用物を排除するの一方便なるへし）

第七條 自由刑の期限

〔一〕上文の如く自由刑の種類を簡單に改るゝも其期限に廣博なる餘地ありて裕に犯罪及犯罪人の各等別に適應するを得へし最下限と最上限との間には幾無數の等別を設得るなり主たる自由刑を二種と定め而して裁判官をして最多の場合に於て其間に選擇するを得せしめんと欲すれば其最下限と最上限とに於て並其間を昇降する所の各等別に於て須らく同一なるへし（原註獨逸刑法に於ては懲役と城塞刑との最上限同一なりと雖最下限は懲役一年城塞刑一日又等別は懲役は月に從て算し城塞刑は日を以て算するの相異あり）現今の最下限は城塞刑禁錮拘留に在て一日懲役に在て一年なり殊に七日以下の短期刑を適用すること最汎し（原註獨逸國一千八百八十四年八十五年八十六年刑事統計表に據れば禁錮刑者總數の一〇〇分の三六、三七は八日以下の刑期にして一〇〇分の二八、一一は八日以上一月以下なりし）

然るに七日以下の短期刑を以てしては處刑者をして刑の強制を知覺せしむるに足らず此の如き短期限は刑と稱するの價值なく如今行刑の實際に在ては兒戲に過ぎず偶々以て刑法の威嚴を毀損するの效あらんとは行刑上の經驗ある者の皆熟知する所なり（原註此歎あるは特た獨逸國に止らず英國に於てもホワルド協會の短期刑を論難すること既に久し白耳義國に於ても監獄總監プリンスの之を唱道するあり）刑の道德的嚴

正は此弊害を除却せんと欲するなり社會の安寧は法紀の威嚴を刑に由て維持し斷して其毀損せらるゝか如きとなからんを欲するなり故に自由刑の最下限を量定するには其嚴正なる強制の效力確實にして違法者をして國家の威力を感じせしむるに足るを以て度となすへし是國家は原來其安寧を危殆ならしむることを欲せざるものなればなり（原註裁判官は素より其以上の刑を言渡し得るにあらすやと論難す可らず若裁判官之を爲す是に由て國家の安寧を危殆ならしむるか如きことあれば將之を如何すへきや惟ふに其職權を制限するの外あらざるへし何者裁判官は國家の爲に之あり裁判官の爲に國家あるに非されはなり此の如く刑事司法權の施行緩漫なるか故に數國に於て不幸を來し裁判官の威嚴を危殆ならしむるに至るとあり乞ふプリンスの裁判官に告たるところの苦悶なる事實談を參考せよ）此最下限を幾千に量定せざるへからざるや是一個の疑問なり其七日以下となすへからざるは行刑及其効果を領解する者の疑惑せざる所なり諸國の先蹤に從て最下限を十六日に量定せんこと寧ろ適當なるへきか

刑の最上限を十五年となすへきや將二十年となすへきやは格別重を置くに及ばず終身刑に處すへきは其單一の犯罪若は犯罪的生活に由て國家の安寧上之をして自由の人たらしむ可らざることを認了したる者なるへし終始犯罪に犯罪を重ね法紀を尊重するに養成するの希望絶無に至りたる所の永却重犯の習慣的犯罪人も兇暴なる謀殺者と共に終身刑に該當するものなり（原註既にローデルの主張し現今米國に於て試験中なる未定宣告の刑法に採用せらるゝや否は暫く其時の到るを待へし）

〔二〕自由刑を等別するに日を以て計算することゝなすへき必要ありや否は行刑上重要な問題ならず之に

反して再三の犯罪人に科する刑の期限を新犯ある毎に特に著く増加すると及緩和なる刑種乃ち拘留を之に適用せざることは國家の安寧の爲に希望せずんばあらざるなり果して此の如きときは始めて能く行刑の以て處刑者をして一般の安寧を危害すへき抵抗心を挫折せしめ若くは其習慣を脱却せしめ得るやを試験するに至るへし

然るに刑法を顧るに此權能を付與すると明なるに拘らず司法は此要求に適應せず且此の如く刑法の施行軟弱なるに由て犯罪を撲滅することを爲さず反て之か蔓延を媒助し社會を保安するとあらすして反て之を妨害するの事實を幾多の諸國に於て證明するなり（原註イェルリングの書中に記する所の一例のみを抄出せんに一人の習慣犯罪者の受けたる刑は第一回竊盜に由て四日第二回十日第三回四週間第五回四週間第六回六ヶ月第七回一年七ヶ月第八回八ヶ月第九回一年第十回四ヶ月の何れも禁錮にして其外靜謐を害するの罪國家の威力に抵抗するの罪粗暴なる亂行及人の住居を侵すの罪に由て幾多の刑を受たるとありとホーワルド協會一千八百八十年の一報告に云某監獄に於て一日間に放免せる二十五名の四人中五分の四は三十乃至四十回の前刑ありリヴァプール市監獄の二女囚は百四十犯に至たる者ありと此習慣的犯罪人の處置は既に刑事的司法の範圍を離れ納稅者及一般公衆の不廉なる有害物なり）近時の諸刑法は裁判官に大任を屬し且之に絶對的の信任を與へたり然るに若し裁判官此任務に堪へず且其信任に負く時は社會安寧の爲め刑の適用に關する裁判官の權力を縮少するの外恐は別に施すへき策なからんとを（原註ブリンズ言ふとあり曰吾人は裁判官の自由を悲痛すへからず惟其羅針盤を缺如するとあるを痛惜せざるへからず）諸國刑法第五條に云有期懲役には左の數等あり一等十二年以上十五年以下二等九年以上十二年以下三等六年以上九年以下四等三年以上六年以下五等六ヶ月以上三年以下と而して毎犯罪一々等級を明記せり故に裁判官は其範圍に就て刑を量定し得るに過ぎざるなり）

第八條 自由刑の批評

監獄に鎖錮するに由て實行する所の自由刑は現今の刑法に於て殆惟一の刑として之を採用し之を最重並に最輕の犯罪に適用し均く之を最憐むへき及最厭ふへき違法者機會的及習慣的犯罪人に科するに由て犯罪の攻伐上頗る其勢力を失墜せり刀劍も一旦之を劈柴に使用するときは復戰時の用を爲さるなり之と同時に人民の觀察上國家の法紀に抵抗する事の道德的解釋に恐るへき紛亂を生起せり人民は罪の輕重を刑に由て測定することとなれり今若し最卑むへき竊盜最好惡なる詐欺賣煙媒合幼者姦姪等を處するに青年者の舞踏場裏に於ける尋常一般の毆打或は特權規則の違犯と同一の刑を以てし又は私窩子及流浪者を處するに雇人條例違犯の下婢馬車を疾駈せる馭者或は害蟲の驅除を怠たる農夫と同一の監獄否甚きは同一の監房に拘禁するを見れば不知不識此等の各犯罪及諸人物を混同視するに至るを免かれざるなり就中或は賣淫媒合を視ると猶毆打の如く其輕さか或は馭者を賤視すること其同監たりしの故を以て流浪者に異ならずとするか結局此の二者の見解を判斷するに由しなくして其間を彷徨すへし

又自由刑の其處刑者に累を作し害を久きに貽し時としては終身に及ふとあり是仍今日に在ても汎く民間に於て其然るを見る所なり而して此不幸の爲に其人の秩序ある良民社會に伍し難きに至るとあり秩然たる生

活を爲す者初度刑法に觸れたるときは警令最短期の自由刑にして其名稱は禁錮と云ひ拘留と云ふを問はず重大なる經濟的及社會的妨害を被り幾んど終身之を脱すると能はざるなり（原註裁判所の喚問ある毎に數十年前の舊罪なりとも曾て受たる所の刑あれば之を陳述せざる可らず否れば偽證の刑に處せらるへし）正當なる刑事的經濟は名譽ある者の爲に特に殘刻なる所の刑を宣告するに際して我國刑法の現制よりも一層慎重に注意を加へ成るべくは他の刑を以て之に換んとを要するなり何者其人は此刑の故に一舉にして重要且習慣的犯罪人の伴伍に歸し其跡生涯兵役に就くにも裁判所の審問を受けるにも頑然當人の身上を離るゝとあらざればなり故に初て刑事裁判官の眼前に引出さるゝ人々に就ては認真及び罰金を一層擴張すべきとなるへし此認真は道徳上の不認諾を表明するもの罰金は賠償の國家的強制を實施するものなり（原註例之單純なる初犯機會的竊盜の如きは普通法の賠償の義務を負はしめ本文の如く處して可なり茲に顧慮すべき一事は犯罪の被害者に犯罪者より損害を賠償せしむべきと是より犯罪者若し自己の實力を以て賠償を行ふと能はず又他に其賠償を保証する者あらざるときは之を就役場に投ずへし竊盜にして其得たる所の財物を酒色に消費するが如き者に在ては贓物の代金を一厘一毛の減損なく悉皆還納し若は就役場に於て勞作せざるへからずと覺知するときは犯行前に在て熟考する所あるへし）又最輕自由刑は陸軍刑法にあるか如き謹慎或は耶蘇教會法にあるか如き禁足或は耶蘇教會法及社會黨法にあるか如き一定の場所に於る出入の禁止の方法を以てしても亦之を實行するとすへし（原註一定の場所例之飲食店舞蹈音樂場等出入の禁止は暴漢の爲め數日若ハ數週間の禁錮よりも一層有効なる刑罰なるへし）勿論若し右の檢束を破壊する時は眞個

の自由刑を實行するの條件付なるへし（原註意大利刑法の強制居住及居住禁止を參照すへし）普通法の所定にして英國には今仍存留し意圖は近時法律に採用したる所の所謂平和の保證は容易に之を廢棄すへからざりしものを（原註平和保證の刑を相當とするは例之新聞紙法違犯毆打猥褻法違犯粗暴なる亂行侮辱國家の威力に對する抵抗輕竊盜盜伐の如き要するに幾十萬件の自由刑を以て刑事統計を填塞する所の諸犯罪なるへし）

從來禁錮獄に於て實行する所の自由刑濫に勢力を逞ふしたるは是亦佛國平等主義の遺傳にして其幾多の機會的犯罪人を變じて習慣的犯罪人となしたるや未だ知る可らざるなり（原註プリンスは英國一高等判官の名言を抄録せり曰裁判所は時として犯罪の製造所なりと）賢明なる刑事的司法の第一原則は寧ろ罪人を至輕至微なる犯罪に由て監獄に投せんよりは成るべく久く監獄に近しめざるにあり獨逸國を首とし大概各國に於て恰も之に反對する原則の實地に行はるゝか如し乃ち成るべく短期の刑を以て成るべく頻數に成るべく夥多の人を監獄に投し由て彼等をして監獄に慣熟しむへしと（原註一千八百八十六年には獨逸帝國法律に對する重輕罪に據て宣告せる自由刑二五一七二件にして其刑期の合計六六〇八四年なりし就中三ヶ月以下の禁錮刑一八三一九五件一ヶ月以下のもの一一七九八〇件なり加之盜伐並違警罪の自由刑あり統計表には之を載録せずと雖恐は上記の員數に三四倍し其刑期は數日に出ざるならんを是に由て之を觀れば自由刑の濫用と論するも決して誣言にはあらざるなり且左の如き疑問の出るも寧ろ當然なりとす曰獨逸國の刑事的責任ある人にして未だ曾て監獄を知らざる者の員數幾千ありやと

第九條 罰金

〔一〕罰金は或は單獨の刑たり或は自由刑と共に之を科す（原註罰金は償金と同物ならず後者の形体は刑法的なるに拘らず其効果は私法的なり）單獨の刑としては特に輕微なる犯罪に對して適切なりとす是自由刑の濫用を防遏する所以なり其自由刑と共に科せらるゝときは主として貪婪に出てたる重要な犯罪に對して適切なり二者の場合とも國家の強制力と國家の犯罪人に對する威力とを表明するものにして就中後者の場合は犯罪人を責罰するに恰も其犯罪の誘因の伏する點に於てすとの原則を實施するものなり罰金は自由刑に同く犯罪的意思の輕重及犯罪的行為の輕重に適合し得んか爲に細に等別すべきを要す該刑を量定するに當ては特に犯罪人經濟上の關係に著目すへし刑は同一なれども財産に乏き者に在ては以て倒産離散せしむるに足る富者に在ては爲に何の痕跡をも留めず痛痒を感ぜざる者の如くなるへし是故に裁判官には刑の量定上廣博なる餘地を存せざる可らず獨逸刑法に據れば罰金の最少額違警罪に於て一馬克（譯註一馬克は我金貨二十五錢に相當す）重輕罪に於て三馬克なり而して其最多額は概して之を規定せず各犯罪に就て特に之を指定せり違警罪に在ては一五〇馬克を超過せず重輕罪に在ては六〇〇馬克に上り其最重なる不法貪利罪に對しては一五〇〇馬克に及へり

〔二〕罰金を徵收すへからざるときは換るに自由刑を以てす而して違警罪に在ては拘留重輕罪に在ては禁錮を以て之に充て重輕罪の罰金を換るには三乃至一五馬克を以て一日に折算し違警罪は一乃至一五馬克を以て一日に折算す此換刑の結果として罰金を納付せざる者不少其故は犯罪人の爲に罰金を納付するよりは入獄するを以て便利且利益とすればなり殊に最多額の一五馬克を以て一日に折算するか如きとあれば然りとす理論上立言するときは一日の自由剝奪は能く一五馬克に値すへしと雖事實に於ては犯罪人の最多額は納金するか將入獄するかの間に對し熟考を要せずして必入獄せんと答ふへし其理由として言ふ所を聞くに是生來未曾有の最多額所得なりと若し一日の自由刑に對して一五馬克つゝ支給せんと云はゞ志願者の人員必や幾十萬の多きに上るへし此の如き理由あれば罰金を今日の形体に於て存するときは犯罪の攻伐上其勢力を損するや明なり故に之を改正せんこと今日の急務なるへし罰金は一定の金額に據て之を量定すへからず宜く所得税の毎月納税額に照準すへし而して該税免除の者は町村税額に據り又皆無税者に就ては最少所得月額を概定して之に據るものとすへし若し罰金を即時に納入せしむへからざるときは數回に分割して租税と共に租税の如く之を徵收すへし然るに此少額を猶納付せざる者あるときは就役場に投し其勞作に由て收入する所の金額に従て食費を引去たる後之を徵收すへし犯罪時より數月若は數年の後に至るまで二倍或は三倍の租税を納付するを要すれば爲に長く其人をして犯罪及其結果を記憶せしめ隨て國家の法律を尊重するの念慮を生起せしむへし然るときは罰金の納付を免んとし雨日雪天を選み獄窓の下に惰眠を貪んと欲するか如き無數の人々を監獄より遠くすることを得へし（原註冬日は收益少ければ換刑を乞ふ者多きにあらすや一日の拘留は土曜日夕より日曜日夕に至るを好めり此の如くすれば收益にも又快樂にも妨礙なし何者罰金として納付すへかりし金員をは親友に預け置き日曜日夕放免の後直に之を以て一夕の歡を買得ればなり其法律を蔑視するの甚しき實に惡むべきものあり）

（未完）

● 刑事被告人の接見は可成之を制限する所あるを要す

篠 々 生

囚人及懲治人に對する接見は予輩其の感化上に偉大の効驗あるを知る故に可成之を擴充せられんことを望む然れども之れに反して刑事被告人の接見は無益却て有害にして其効驗は予輩之を認知するを得ざるなり否其効驗を認知するを得ざるのみならず我監獄則の規則に於て其の區別なきを怪しむものなり去れば予輩左に其の理由を開陳し卑見を述べんとす

抑も刑事被告人とは文字其れ自らに於て示すか如く或行爲の國法に觸れ國安を害するの嫌疑あるより國家の裁判力即ち國憲上の對手人として裁判所に訴追せられたる人に對する總稱にして其の多くの者に對しては身體の自由を拘束し社會との交通を斷絶するを以て通例とす而して此の必要ある所以のものは要するに社會の危險を未だ其の増大ならざるに之れを除却し罪證の湮滅を豫防するの外に出てざるはなし去れば未決拘留中は良民社會との交通は充分之れを峻拒し苟くも内外聲息を通ずるか如き事は斷して之を許すへからざるなり是れ取りも直さず國家の裁判權にして嚴然侵すへからざる所以の理由に外ならざるなり是れ即ち監獄則(第三十四條但書及第三十八條)及び刑事訴訟法(第八十五條)等に於て刑事被告人に對する信書は勿論書類書籍等の授受は當該裁判官の檢閲を経るへからずと規定する所以なりとす如斯形而以下に關する書類の授受は之れを制限し謹嚴なる手續を要するにも拘はらず形而以上に屬する言語を以て將た形容を以て聲息を通ずることを得る接見に至つては別段當該裁判官の立會或は允許を経るを要せず典獄の立會のみを以て之を許すことゝなせり(監獄則第三十五條第一項)予輩は接見と書信との間に大に其の權衡を得

ざることを疑ふものなり斯く云はゞ難者或は云はん接見は必らず典獄又は其の代理者の立會あり何ぞ殊更に裁判官の允許或は立會を要せんやと成程接見には典獄の立會あれば苟も其の間に通謀等不正の事を容るの隙あるを許さざるは勿論なりと雖も既に書信書類の授受は典獄の檢閲のみを以て満足せず一々當該裁判官の檢閲を経るを要し少しく之れか變形たる接見には典獄の取捨を以て足れりとは予輩如何に之れを平和に解釋せんとするも彼は權衡を失するの嫌は到底之を免かるへからざるなり然りと雖も予輩は接見に立會する典獄諸賢は決して彼の予輩か杞憂する如き暗に聲息を通ずるの恐れあるか如き悚慮怠慢は斷して是れなかるべしと確信するは勿論況んや其の形迹の疑ふべき者は之を許さざるの自由任意なる許否の權あるに於てをや去れば監獄則か接見許否の權を典獄に委ねたるは予輩強て其の不可を唱ふるものにあらざるも書類授受に關する規定との權衡上且つは接見に立會ふべき官吏即ち典獄の代理者たる看守長又は書記か能く前述の理由及責任の重大なるを服膺して敢て或は失體なきを期せんこと聊か掛念なきに非ざるなり要之に刑事被告人の接見は可成的之れを狭小なる範圍に制限せられ苟くも通謀若くは罪證の湮滅を萬一に僥倖するか如き接見の弊は充分之れを防遏し裁判上の目的をして萬全の効果を奏せしめんことを希望に堪へざるなり當局者以て如何と爲す

附言字漏西に於ては刑事被告人の接見は總て裁判官の允許を要し且裁判官又は其の指定の官吏の立會あるにあらざれば接見せしむること能はざるものとせり云々

●左の一篇は當時監獄社會に聳々たる名ある某有力者か昨今の時事に感し談話せられたる大要を筆記せし者にして行文の拙劣なる或は談話者の意を誤るべらんを恐る讀者幸に之を諒せよ 傍聴生記す

予輩熟ら歐米文明國の監獄沿革殊に監獄改良事業の發達時期に就て觀察を下すに現時に於ける我國の監獄改良事業に警戒を加へ又た當局諸士に向て大に猛省を請はざるべからざる事こそあれ以下に於て臆見を述べん

抑も歐米に於ける監獄改良事業の鼻祖とし開基とも云ふべき邦國は何れやと尋ねるに何人も皆其の英佛白獨等の諸國に指を屈するに躊躇せざるべし然れども其の最も最先に改良事業の骨髓とも云ふべき分房制の實行せられたる國は右等歐洲諸國の間に存せずして却て遠く大西洋を涉て後進新造の國を以て目する北米合衆國をして監獄改良の率先者たる榮譽を博取せしむるに至らんとは予輩其の故なきにあらざるを信ぜり而して其の原因如何と尋釋するに佛蘭西の革命なるもの最も之れか因となり斯道の改良事業をして沮止せしめたることは是れなりナポレオン第一世が歐洲全土を席卷する以前に方て早く既に英佛獨白の諸國皆知名の士輩出し監獄の改良監房の改築等を唱導するあり疑々として其の歩武を進めつゝある際佛國革命あり兵馬恠愾の後彼の有名なる「ナポレオンコード」なる法律の爲め折角改良の嫩芽を發しつゝありし監獄事業も全然蹂躪せられ中廢せざる可らざるに至りしと雖も又之に反して北米合衆國に在りてはウヰルヤム、ベンジャミン、フランクリン等愛國憂世の志士輩出し頻りに監獄改良を唱導したるの結果社會一般に斯事業に傾注しつゝある際に當り歐洲に囂々たりし監獄改良の聲は一層高く米國の彼岸に達したるか如く研鑽尋究の結果終に彼有名なる分房制監獄をペンシルヴァニア州に創設するに至りたるか如き分房制監獄を世界に見るの嚆矢として彼米國が監獄改良の先鞭を附したるを今日尙之を世界に誇稱するも決して其誣言にあらずるを信ぜり爾後歐洲大陸より委員を米國に特派し新制即ち分房制施行の利害を討究審査せしめたるか如き又以て米國に於ける斯事業の發達を證すべきなり

近時我國に於ける監獄改良事業は漸次其歩武を進め監獄に關する法律規則は再三の改善を経たと共に之を運用施行する當局者も愈々益々研究する所あり今日は殆んど此の改良事業の我當局者の間に止まらずして學者爲政家等の間に監獄改良の必要を認むると同時に社會公衆の間に於ても大に此事業に傾注する所となれり予輩斯道の爲め慶賀に堪へざるなり然れども決して改良の能事終れりと云ふ能はざるのみならず前途猶ほ百里の長程を餘す豈に戒慎する所なくして可ならんや

今や日清交兵の時に當り兵馬恠愾當局有司職に戰に従ふの外上下の耳目將に戰爭にのみ傾注し狂奔するか如き狀態あり彼監獄改良談の如きは將に此喧々囂々たる戰爭談の爲め葬られんとするの傾きなきにあらず尙之を揆言すれば佛國革命以前の監獄改良事業の前轍を履むか如き虞れなき能はざるや予輩は昨今杞憂に堪へざるものあり是等は素より秩序整然たる今日の我國に在つては眞に過慮の杞憂たるに過ぎざると予輩之を信ずると雖も我監獄當局者の間に右等の杞憂に陷るるか如き事は未だ之れなしとは予輩斷言する能はざるなり彼の開戦の初めに當て各地に義勇兵を募集するの舉あるに際し言ふも畏こき事ながら我々至尊なる天皇陛下より詔らせ賜ひし詔勅の内にも言へることあり前略國に常制あり民に常業あり各々其の常業を

勉むることを怠らず云々此一句又以て我監獄當局者に於ても服膺すべきことなりとす又予輩曾て三田老翁に聞く維新勿々の際兵馬倥傯國家多事、上野會津の役上下舉て兵事に狂奔し四民其業を安んぜず動もすれば文墨を採るものは之を抛擲し劔戟を以て之に換へんとするの秋に當り翁は獨り其の家塾に學生を集めて教授を怠らざる時に方て當時世の物議に上りしことあるも敢て頓着せずして而して事平定の後に至り門下の學生を集め既往を談し將來を戒しめられしことありと今日より之れを視るに翁の卓見實に嘆稱すべきものあり世の狂奔者又以て殷鑒となすべきなり

予輩頃日我監獄社會に右に類する舉あるを聞く何ろや曰く來ル十月五日より宮城縣監獄に於て開設せらるへき獄務聯合會開議の報是なり予輩今日に於ける軍國の事は決して之れを輕視するものにあらす國家存亡の係る所我々臣民たるものゝ俱に忽諾に附すへからざるは勿論なりと雖も軍國の事は各々其の職守ありて存す我監獄當局者たるもの苟くも世の風波に左右せらるゝか如きことなく各其の職掌を守り彼の革命以前の監獄改良事業の如き舉に陷るることなく徹頭徹尾我監獄改良事業を完成し以て監獄歴史の上に汚名を貼すか如きことなからんことを聊か國家有事の時に當り所感を述ふるに爾かり

雜錄

箴言

左に掲ぐる事項は米人某より其實子某に與へたる書中に記述せし教訓にして之を服膺せしむる爲め他日有爲の人となりしと聞けり之を四人に服膺せしむるも亦改悛を促すの一助となるなら

んど信するに依り茲に譯出して以て當局者の參者に供せんと欲す

一、負債を爲すこと勿れ、負債を避くるは猶ほ惡魔を避くるかこどくすへし

單に金錢のみならず何事に拘はらず常に無借なるへし

二、約束事は僅少に止め多くの約束を爲すこと勿れ約束事は些末の事にも正實に留意せよ

凡そ約束を決行する人は多くの約束を爲すことを敢てせざるなり

三、何事に就ても慎重に注意し、嚴正且直實にして邪推を去り、無邪氣にして正直を守るへし

四、他人の爲めに働くときは他事を顧みずして其人の爲めに利益を圖るへし

又汝は汝を使用する人の爲めに精勵と忠實と慎重なる伎倆とに依り汝自らを必用欠くへからざる者たるに至らしめよ

私欲を去れ私欲は身を敗るの基因なればなり

五、汝は汝に望まざるよりも尙は多く事に對して責任を負ひ而して自ら其多からんことを望むへし

品位は高尚に保つへし

汝は決して汝自身を假借許容し且憐憫すること勿れ、汝は汝を汝自身の嚴格なる主人と爲すへし但他人に對して寛容なるへし

六、適當の職業なるときは之れに心力を集め決して迷動すへからず、必ず耐久、堅固且熱心なるへし

七、凡そ幸福を得るの術は何事に對しても徒費せざるにあり、能力を有し且勉強する所の少年にして總ての濫費を止め而して急速を旨とせざるときは必ず富む、性急なるへからず………忍耐せよ

八、相場事又は賭け事を爲すこと勿れ、何事と雖挑激せられ又は急速に且多額の金錢を得又は勞働すること金錢を得ることを圖る人ある所に至り見よ彼輩は石鹼泡を吹くに異ならざるなり

堅固と忍耐せる勉強とは最も正確にして最も安全なり

貪欲と性急とは二個の惡魔にして年毎に數千人を傷害す

九、ビー君(父の自稱)は南部地方の紳士なり、君は汝を愛子として待ちつゝあり、君をして後悔せしむること勿れ

十、予は尙は一の惡事を矯正せんことを望む即ち……

他人の事を酷評すること勿れ
何人の事にても其人の悪事は決して口外すへからず

事實にあらざることば談話すへらず

倉卒なる非難并に現在せざる人に對する非難は譽むべきことならず最も不正にして且猛惡なることなりとす

以上の所行は敵を求むる基因となりて總て曲事たるなり

十一、汝はビー君の所に行くべきことを記憶すへし
一二百「エーカー」(一エーカーハ我カ)は汝の未來の生計に供すべき財産なり

汝は家畜の飼養方、耕作の方法并に氣候、土質、風俗、習慣其他必要なる諸般の事物を研究すへし
十二、若し技能と勉強と能く儲蓄せし成績とを以て適正に汝の同郷者に對するときは彼輩は自然に汝を尊敬するに至るへし

若年の間は名譽を求め又は之を受くること勿れ、時を待つへし、併しなから自立するときは議院に立て榮譽と共に名を知らるゝに至るへし然らば汝の父の名も亦自然に世間に知らるゝに至るなり

觀し得る丈の位置に設備せんこと實に難事なりと云ふへし當局者の苦心察するに餘りありとす去れば或監獄に在ては電燈を用ゐるあり又瓦斯燈或は油燈を使用せる等の區別あり又其位置の如きも各監房の表裏共に之を點火せるあり又は單に監房廊下にのみ點燈し監守者の視察の時々提燈反射鏡を以て監内の動靜を視察する等の區別ありと雖ども是等は皆策の得たるものにあらす予輩が最も便利にして彼等の一舉一動をも之を視察するに便なる燈火の位置に關する卑見に依れば監房の燈火は其種類の何たるを問はず其位置は常に看守等の巡廻視察する廊下に反對する窓外或は格子外に適當の距離を隔て定置するを肝要とす、監房の兩側面に之を備ふるは其費用の多額なる割合に利益少なきのみならず大に其不可を感ずる者なり若し假りに兩側面に點火ありとせんか監守者の巡廻視察は其効なきに終らんのみ何となれば凡そ燈火とし云へば保險上監房外ならざるへからざるは勿論監房外の燈火は視察上隔靴搔痒の嘆を免かれ能はざるは普通にして就中兩側面に燈火あるは監守者か身監外にありて監外の燈火に由り監内動靜の眞諦を觀察せんとは實に困難なりと云ふへし何となれば

終々に臨んで一言す高貴の人に注意せずして却て地位卑き者に對して謙遜なれ、常に諺語、教誡并に宗教書の命する勤行に關する事項を誦讀すへし

監房燈火の位置に就て 浪華生

各監房には夜間燈火を危険ならざる位置に備へ可成全監内を通觀し得るの設備あるを必要とするは素より論を待たずと雖も監房構造の如何に依て大に其位置を擇はざるへからざるは又勿論なりとす我當局者の間に於ても燈火の撰擇及位置に就て平素苦心焦慮せらるゝものゝ如し是れ何となれば其分房制と雜居制たるを問はず夜間監房内に在ては種々の危険及弊害の醸生し易きものにして彼最も恐るべき破監脱獄の如き將一種云ふへからざる破倫的快樂を貪はるか如き其主なるものに屬す而して是等の弊害危険を充分に看破し之を未萌に豫防せんには必らず全監内を照し得る丈の燈火と其位置を撰ふを要す然れども我國の監獄の多くは木造にして窓格子等は幅廣さ木杆を以て構造せるを以て晝間尙視察に不便あるの嫌なきにあらざれば夜間に在ては尙更燈火を遮さるの頗きあれば其燈火を危険なき場所に置き全監を通

監内の四人は常に巡廻視察中なるを知悉するを得るより惡行は忽ち之を中止し偽善を装ふと易々たるへければなり尙之を再言せば監外より監外の燈光を借り監内を視察するは恰も提燈を持ち暗中に向ふか如く一瞥忽ち黑白を辨知するに難く之に反して暗中より此燈火を持ちたる人を望見すれば一見其物色を辨識し得るか如し依是觀之も燈火を負へる監守者か燈火なき監房中の幽微を洞見せんと容易ならざるなり然れども之を諦視熟見すれば敢て能はざるに非らずと雖ども夜間監房の視察は諦察之を久ふするを得ず彼等は彼等を視察する瞬間に於て非行は忽ち之れを中止し假裝し易ければなり故に夜間監内の視察は可成彼等をして監守者の視察を曉らしめざることを其真相を看過するの要訣なりとす然るに燈火は最も彼等の視線を惹き易し視線の集むる所決して眞相を視察し得ず偶々以て彼等をして警戒せしむるに足るのみ如何にか弊害危険を豫防するを得んや要之に夜間監房の燈火は各監房の兩側面に之れを設備するを要せず必らず片面にのみ之を備へ其の位置は成へく能く全監を照し得る場所を撰むを必要とし監守者は常に燈火の背面より彼等を視察するを肝

要とす而して燈火は強て何れを撰ぶを要せずと雖も電燈にして其價の割合に低廉なる地方に在つては勉めて電燈を可なりと信ず是れ其の火災の危険なきに若かされはなり

因に記す各監に使用する提燈は又遺憾なきにあらす卑見に由れば舊來用ゐ來りし瞰燈の如き(之を提くるときは地下のみを照し他に向くるときは其方面丈を照すの構造あるもの)種類の提燈を可なりと信す何となれば監守者の携帯する提燈は其の必要のなき限りは可成其の燈火たることを他に曉らさらしむるの心掛あるを要すへければなり故に提燈は彼瞰燈の如き構造ならしめんこと望む

●科程を畢へざる者に對しては半額以内の工錢を削減すべし

四人に科すへき科程は内務大臣の認可を経たる標準内に於て各囚の體力技能に應じ賦課すべきものなるは勿論にして苟も偏重偏輕あるを許すへからざるなり故に作業當局者は精密なる注意を要す而して役囚の作業を督勵するは工場詰看守以下各其人ありて存すへければ造次にも惰眠を貪はるか如きことは決ま

其二 獄門

重きは引廻しの屬刑あり而して後、牢屋切場に於て斬首し淺草或は品川兩所の内にて梟す檢使與力等は前に同じ

本刑斬首までの手續き前死罪と異なることなし其首は非人水にて洗ひ明俵に入れ青竹を貫き獄門檢使に渡す

獄門檢使は年寄同心南北より一人つゝ二人出役し非人に首を荷はせ晒場所に至り懸るなり(御目付立會裁判ものなれば與力同心と徒目付小人目付出役)

晒場所は淺草小塚原或は品川鈴ヶ森にして定めたる右晒場に持行途中は先に非人二人六尺棒を持ち次に捨札を立て非人之を持ち(捨札は罪狀所刑を畧記せしもの)行く次に拔身の朱鍵二本、矢の者(彈左衛門配下の者なり)二人白衣帶刀にて擔ひ(幕政中鎗持は一般帶刀の制なり故に道具持夫帶刀す、次に刑首を非人二人にて荷ふ次に捕物道具二本、矢の者かつき、手代り一人つゝ宰領横目(非人小屋頭)白衣羽織にて附添、次に檢使、次に警固下役同心二人、但引廻付の獄門なれば幟を立つ(幟のとは引廻の所に云ふ)鎗と捕物道具は兩町奉行所常備品なり

て之を許すへからざるなり故に科程の了否は午前午後に於て之を檢査すべきことゝなれり然れども實際に就て之を見れば往々科程を了へざるものあるも其儘に默過するものあるか如し其科程外の作業を採る者に對し科程外の特別給與の割合あるにも拘はらず其科程を了へざる者に對し之を默過するあらんか彼是勞働の平衡を得ざるのみならず怠る者は益々怠り寸隙も尙逸を貪はるか如きこと未た之れなしとせず去れば折角規定の科程も其効なきに終らんとす是等は作業の督勵宜しきを得ざるは勿論なりと雖も又以て科程を終了せざる者に對する制裁なきの罪にあらざるはなし故に其科程を了へざる甚しき者に在つては充分之を責罰するの途なかるへからず然るに従來の經驗概ね然らざるか如し或は其實罰にして仕上高を割引遞減する等の説ありと雖も予輩の意見に由れば其了へざる科程の割合丈其工錢を減するは勿論尙其上に責罰として半額以内の工錢を削減するを以て正當なりとせり是れ即工錢の料定を典獄の權内に規定するを許したる所以ならんか聯か所感を記す

●德川氏刑政論 (承前)

晒場には法の如く獄門臺を建て其脇に非人番小屋道具掛等を造る此は奉行所より牢屋敷并穢多彈左衛門に命す

首を臺にのせ終れば檢使之を見届け退散す跡は非人共晝夜番人して三日間晒し置く

昔時は獄門臺に二個三個の首を懸並へたることもありしか文化三年四月廿五日町奉行掛にて淺草に於て獄門の時一首一臺となれり同六年十月廿七日の獄門も亦同様たりしより自然定例となりしとぞ

晒中は三日、二夜、上番人六人(矢の者)下番人六人(非人)但三日目に彈左衛門より掛り奉行へ伺の上差圖を受けて取捨る

晒中近邊へ將軍家御成其外事故あれば三日を待す町奉行より取捨申付る

捨札は三十日間同處に立置く然れども前の場合には一段之を除き再び残る日數建置くなり

朱鎗と捕物道具は三日目に矢の者持參兩町奉行所へ返納す

右入用に付て

一捨札、幟、小屋、道具の儀は享保三戌年迄は材木町其外町々より相納來りし處、價值低廉ならざる

に付同年六月半減の價格にて彈左衛門へ申付たり
尤捨札は四日市小屋頭新四郎へ彈左衛門方より申
遣はせり

但右品残らず牢屋入用の内へ込め書出す

一獄門釘、錠等先年は町役にて神田鍛冶町より差出
し來りし所後年は本村木町三丁目、手鎖鍛冶屋榮
吉方より相納めたり是又牢屋入用に組込しなり

一機六尺札 一枚 代銀七匁五分五厘

但打釘杭共

一獄門釘 二本 代銀壹匁四分三厘

一同大 十挺 同八匁四分五厘

一番小屋 一ヶ所 同四拾三匁貳分

一箭薪 七拾把 同拾九匁六分

但二夜分

ノ銀八拾匁貳分五厘

此金壹兩壹分と五匁二分五厘

但引廻の上獄門は幟一本、代銀六匁八分相増、通
計金壹兩壹分貳朱と四匁五分五厘

右の外獄門首臺木は公役にて矢大工拵へるなり

但前日牢屋敷へ呼出申付けたり

遠國獄門入用

附候處へ差遣候儀も有之尤科書之捨札建三日の内、

非人番附置候

但物取に無之分は不及捨札田、畑、家屋敷、家財

共欠所

右申渡手續等は死罪と異なることなし

引廻に五ヶ所引廻と江戸中引廻の別あり五ヶ所引廻

の者は捨札を日本橋、兩國、筋違橋、四谷御門、赤坂御門

及び御仕置場と都合六ヶ所に建て其外は只御仕置場

よのみ立るを例とす(引廻の事は屬刑の類別に著す)

引廻の屬刑ある者は引廻の順路、直に刑場に引至る

屬刑なき者は牢屋裏門より引出し乗馬若し病身にて

乗馬に堪へざる輩は舁にて荷ふ

右出役行列の體は眞先に非人二人、六尺棒を持、次

に捨札(非人一人白衣にて持之)次に拔身朱鎗二本

(矢の者白衣帶刀持之)次に四人馬上(又は舁)馬

口取非人一人、介添人二人、次に捕物道具(矢の者

持之)次に南北組與力、檢使正副二人騎馬(陣笠、野

羽織、袴、帶劍)次に持鎗挾箱(法被)左右に侍二人(野

羽織、股引、帶劍)口取二人を従ふ挾箱は御用箱及び

床几雨具を入るに供す同心四人(但四人一人毎に二

人を加ふ)(丸羽織、股引、脚絆)彈左衛門及び手代(野

一首桶 一ッ付 代銀七匁五分

是は先年町年寄へ申付しか後年は牢屋敷より小傳
馬町一丁目桶屋幸右衛門へ申附けたり

○引廻の上獄門一人に付人數出方

一道具持、矢の者十人、矢の者小頭二人、彈左衛門手

代一人、先拂非人十八人、横目非人小屋頭二人、

手傳二人、人足二人、同横目非人小屋頭二人

切売取片付非人人足三人、同横目非人小屋頭一人、

塲所小屋掛非人人足十五人、下働非人人足十二人、

重役小屋頭二人

一初日上番人、矢の者六人、非人六人、夜上番人、

矢の者六人、非人六人、二日目同斷、夜同斷、三

日日上番人矢の者八人、下番人非人六人

右彈左衛門より差出す

其三 火罪

火罪は放火犯に限りて之を行ふ必ず引廻しの屬刑あ

り而して後淺草か品川に於て之を行ふ

百ヶ條定書に曰く

從三前々之例

一火罪

引廻しの上淺草、品川に於て火罪申付、在方は火を

羽織、股引、帶劍)彈左衛門組下、捧突六人、非人

頭、車善七及び手代二人、四人取扱下働非人六人(何

れも白衣脚絆尻端折)從ふ此體凡て引廻しに同じ(目

付立會の節は徒目付、小人目付、出會塲所へ先行す)

火罪 仕方

四人刑場に着すれば下働非人六人にて馬より下し繩

のまゝ罪木に登せ輪竹の内に入れ上臂を釣竹に結付

細腰、高股、兩足を柱に縛す、何れも太繩にて二重に

掛け確と結び之を泥にて塗込み又其上を小繩にて巻

く斯て後頸繩を切り(前縛されたるもの)其跡を太繩

二重にて柱に結付る是亦結目に泥を塗るなり

罪木に全く縛し了れば茅薪を以て四面を覆ふ之を竈

造りと云ふ右下地即竹にて輪を作る法の如し

而して後茅一把つゝ結びたるまゝ二重三重に積上げ

猶中程より上部に茅を散し掛くるなり其外觀殆んど

竈蟲にあらすは茅屋の如し

用意終れば彈左衛門手代支度宜しき旨檢使に言上す

檢使は之を改め下役同心に差圖し同心は刑人に近き

名前を改めたる後出入口(即刑人の面部)を薪茅に

まゝにて見分す背に侍、草履取、鎗持、挟箱持等扣へ居る同心及彈左衛門、手代等は刑場の前後左右に並列して非常を戒む矢の者は拔身朱鎗及び捕物道具を突立て刑人の兩側に立つ

檢使は彈左衛門へ火を移すへしと命すれば非人は茅三把を一手に持ち風上より火を點し鎗にて煽る或は所々より點火することもあり火勢炎々刑人既に焚死すると見れば燃餘の薪茅を引除け又茅四五把つゝに火を點し刑人の左右に分れ一方は鼻、一方は陰囊をやく但女は乳をやく是とゞめ焚なり

焚骸は其儘にして三日二夜晒し置くと獄門と同じ本刑囚人半死せし時は科書捨札のみ前の如く立る其手績は年寄同心二人若同心二人(皆羽織白衣)にて牢屋敷に出張牢屋見廻より捨札受取、非人に持せ之を建つ

刑場用意品

一 火罪木柱、母長貳間の五寸角、輪竹七尺の内五寸は輪留打廻し繩にてまく

一 繩、薪、茅、材木、轆、釘、番小屋道具

右は享保三戌年迄町々より相納め來りし處、高直なるに付同年六月半減の價值にて彈左衛門より相

に、右總代神田九軒町道有屋敷、源兵衛店、新兵衛と申者より定式差出す

一 火罪の節非人人足共不殘公役にて彈左衛門方より差出す

火罪御仕置の節彈左衛門自分入用にて差出す品左の通り

- 一 四斗樽 二ツ 代銀三匁五分
- 一 醬油樽 二ツ 同 貳匁
- 一 ねば土 一樽 同 八分
- 一 鐵熊手 一本 同 貳匁五分
- 一 蠟燭 十二挺 同 壹匁八分
- ノ銀拾匁六分

火罪の事大概右にて盡きたるなり

其四 磔

磔に處すへき者の屬刑、刑場共に火罪と同じ百ヶ條定書に曰く

從前々之例

一 磔

淺草、品川に於て磔申付在方は致惡事候處へ差遣候儀も有之尤科書之捨札建之三日の内非人番に付置

納めたり

但右品不殘牢屋入用の内へ込め書出す

一 壹人入用

一 佐野薪貳百十把 代銀八拾五匁五分

但壹把に付四分五毛つゝ

一 茅七百把 代銀貳拾三匁八分

但壹把に付三厘四毛

一 中繩十把 十尋もの 代銀貳匁貳分五厘

一 篇佐野薪 七拾把 同 拾九匁六分

但壹把に付二分八厘 二夜分

一番小屋壹ヶ所 代銀四十三匁貳分五厘

一 横六尺札板壹枚 同 六匁七分

一 札打釘十本 足四寸 同 壹分九厘

一 札建添杭半本 同 三分壹厘五毛

一 轆壹本 同 六匁八分

ノ銀百八拾八匁九分二厘五毛

但五ヶ所なるを以て捨札五枚

代金貳分と六匁貳厘五毛相増

通計金三兩貳分貳朱と七匁四分五厘

一 拵物は矢大工作る、本原は元大工町、南大工町、

豎大工町、横大工町、四ヶ所の町役にて相勤めし

但引廻又は科に寄不及引廻田、畑、家屋敷家財共欠所

本刑申渡より刑場に臨むまでの手續出役等都て前文火罪に異なることなし

囚人刑場に着すれば下働非人六人にて馬より下し罪木へ仰向に臥せ兩足を左右の横木に結付、二人つゝ左右に廻り上腕を横木に縛し付、囚人の衣類を左右袖脇下より腰の邊まで切り破り胸間へ左右より巻付三ヶ處程繩にてイホ結になす斯く胴繩繩と云を掛、手傳人足十人餘にて罪木を起し根を穴に埋めること三尺餘よく突固め、用意全く終れば彈左衛門手代より檢使へ知らせ檢使は同心に命し囚人名前を相改め相違なきを確む

檢使は彈左衛門に差圖し處刑に掛らしむ即ち突手非人六人白衣股引脚絆尻り端折にて繩磔を掛け先二人鎗を把て左右に分れ囚人の眼前に鋒をまじゆ之を見せ鎗と云ふ突手は囚人より正面二尺程を去り聲をアリヤと掛けながら素突を試み之を引くや否や一人體を構へ右方の脇腹より肩先まで貫き鋒先出ること一尺餘一捻り捻て抜く之れ流血の柄に傳はらぬ爲とぞ

其鋒抜くや否左方よりも亦然かくす斯く突毎に鎧の血を襲にて拭ひ交々突くこと二十四五、乃至三十に至る（此時鮮血淋漓食物進出其殘酷之を見るや如何なる剛膽者も顔色を變せざるなし）此時彈左衛門死骸を改め檢使に伺ひ前の突手に命して咽喉を右より貫く之を止めの鎧と云ふ

檢使は之を改め晒の儀は例の通心得へき旨彈左衛門へ申渡して退散するなり

晒は右のまゝ三日二夜なり番人其他の用意、火罪、獄門の晒と同じ

刑場用意の品

一 罪木柱、母長三間の五寸角横木法の如し

一 胴繩、及細繩

一 磔一人分入用

一 鹹 一本 代銀六匁八分

一 横六尺札一枚 同 七匁五分貳厘

一 但打釘 杭共

一番小屋 一ヶ所 同 四拾三匁貳分五厘

一 簞薪 七拾把 同 拾九匁六分

一 但二夜分

一 銀七拾七匁壹分貳厘

別を立てんこと大に正當ならざるか如し何となれば多額の工錢（食費を償ふ丈の）を得る者必らず作業に勉勵したる結果なるへしとは一應の推測然るか如しと雖も實際は決して爾かく斷定すへからざるものあれなり作業の種類即ち是れなり凡そ各種作業の工錢は普通の傭工錢を準とし一日若干と定められたる者なれば其業の稍高尚なるものは最下劣等の作業に比し工錢の割合に高貴なること素より正當にして假令は彼の藝工の如き劣等作業は靴工鍛冶工指物工等に比し料定工錢の卑下なること勿論なれば靴工及此類の作業に服役する者にして食費を償ふに足る丈の工錢を得るには左程刻苦精勵を要せざれども彼の藝工類似の服役者に在ては如何に専心他意を挾さず孜孜として勉勵すも雖も能く食費を償ふ能はざるか如く其熱心勉勵の度に於ては或は却て優るあるも工錢料定の低下なるより常に食物購求の恩澤に浴する能はざるか如きは作業其ものゝ性質にして役因の勤惰を以てのみ速斷すへからざるなり況んや作業の撰擇は各因の自由に出てざるに於てをや如斯解釋し來らば食費の償否を以て食物購求許可の標準とするか如きは寧ろ正當ならざる不公平の規定と云へざるを

通計金壹兩壹分と銀二匁壹分貳厘
右之外磔柱は公役にて矢大工作る

但前々日牢屋敷へ呼出して製造方を命す

一 蠟燭 十二挺 代銀壹匁八分

右彈左衛門入用にて差出す

一 突鎗貳本彈左衛門方より差出す （未完）

●食物購求の可否は食費の償否に依らずして科程の了否を以て標準とするを可とす

監獄則施行細則第六十二條規定に依れば工錢を以て食物購求を許すは必ず食費を償ふに足る丈の工錢を得る以上の者たらざるへからざるは勿論にして其食費を償ふに足らざる者は食物購求を許すへからずとせり是れ専ら作業獎勵の精神に出てたるものなること素より予輩の辨を俟たざる所なり然れども食物購求許可の標準を食費の償否を以て區別したるは少しく平衡を失するの嫌なきやを疑ふ凡そ皮相の觀察を以てすれば此區別たる至極正當たるか如しと雖も本條の精神にして果して作業獎勵の途に出てたるものどせは強ち食費を償ふと否やとのみを以て許可の區

得す加之ならず食費額は常に日々給與せらるゝ食種の如何に依て大に高低ありて料定工錢の高き業は總て強役なるやと云ふに事實却て正反對にして彼の稍高尚なる作業こそ食糧少なく（勞働少なき故）卑下なる蕪打麥搗の如き役業こそ勞働劇甚にして食糧の多量を給與せられつゝあるより食費を償ふに足るべき工錢を得る者は實に絶無なりと云ふも決して誣言にあらざるなり去れり折角作業獎勵の主旨に出てたる食物購求の規定も彼等制の惡しき作業に従事するものに對しては却て其主旨を貫く能はざるのみならず自暴自棄に陥らしむる俑となるなきを得んや予輩は此點に就き疑ひなき能はざるなり

要之に食物購求許可に關する第六十二條の精神をして貫徹せしめんには其基本を食費の償否に採らんより寧ろ科程の了否に依て之を區別するの公平且正當なるを確信せり之を換言せば常に科程を畢ふるものは即ち作業に精勵なるものにして其反對なるものこそ役業に怠惰なるものとして其甚しきものに對しては相當處罰するの價值あるものと云ふへきなり識者以て如何と爲す

●發信書の封皮に就て

在監人の接受又は發送すべき信書は其刑事被告人に係るものを除くの外は必らず典獄の檢閲を経へきととあれり故に其接受すべき信書の封皮は總て某監獄署何誰宛とし又在監人より發送すべきものも何所何誰宛とし某監獄署と墨書したる封筒を用ゐるを以て通例とせるが如し然れども其受くべきものは止むを得ずとするも其發送すべき書信に某監獄署と大書したる封筒を用ゐるは此書信を受けたる者の郷黨間に於ける感觸上即彼ハ在監人より書翰を受けたり去れば四人に親屬或は故舊等の關係を有する者にやどの感想を惹起さんとを恐れ故らに之を受くるを屑とせざるのみならず其甚しきに至つては或は住所番地の相異等を口實にまて受取らざるか如き場合等未だ決して是れなしと斷言し能はざるなり且つ其在監中の良人より書信を受けたりとて家にある妻子等は郷黨隣保の感觸を害し果ては厭忌指彈せらるゝに至るか如き場合なしとせんか書信の行刑感化上に於ける効驗も只其封皮より之を沒了するに至るか如き虞れなき能はざるなり此事に付我斯道に熱心なる原胤昭君曾て其教誨上より得たる實歴談を本誌に登載せ

られたることありき讀者幸に參照せられ從來の取扱振を改められんことを望ましかれ讀者或は云はん某監獄署と特書したる封筒は之を廢するとせんか若し其信書にして受取人不明の場合に之を發信人に返送するの道なきを如何せんと然れども是又憂ふるに足らざるなり何となれば某々監獄署と墨筆大書したるを刪りたりとて凡そ公用に使用する封皮には其裏面の片隅に某署又は某々監獄署と記したる記號印の押捺せるを以て普例とすればなり要するに是等は法文の規定あるにあらす只當局者の留意と任意に存するものなれば其之を改むに吝ならざらんことを我當局者に勸告すること爾り

●國民之友に於ける監獄學の批評

著者小河滋二郎氏は帝國大學にあるの日よりまて夙に監獄の學に志し、山縣伯か獨逸人セーパツハ氏を招聘して監獄行政を改革せし當時、氏は内務省警保局に勤務して其事に與かり、其後監獄課長となり、更に神奈川縣典獄に轉し、今尙其任にあり、監獄の學は西洋諸國に於て既に専門の一科をなし、大學中に特に其部門を設けたるさへありといへど、我國に於

●假出獄

兵庫縣監獄署

一重懲役九年貨幣偽造明治廿九年九月十三日宣告 竹谷直次郎
同縣二方郡春木村平民

一重懲役九年放殺明治廿九年八月十八日宣告 小谷卯一郎
同縣多紀郡笹山西町四十九番地平民

一輕懲役八年貨幣偽造明治廿一年二月廿九日宣告 平野市太郎
同縣揖西郡那波野村平民

一重懲役十年官私文書偽造官私印盜用及詐欺
取財明治十八年八月十五日宣告 河本藤三郎
右之者頭書之通處斷ヲ受ケ服役中ノ處入監以來能ク

獄則ヲ謹守シ改悛ノ狀顯著且本刑々期モ四分ノ三ヲ經過スルニ付其筋ノ允許ヲ受假出獄差許シタリ

●司獄官吏任免其他 千葉縣監獄署

千葉縣看守ヲ命ス月俸八圓給與 押丁 本吉市之丞

依願千葉縣看守ヲ免ス 看守 牧 政 恒

御用有之德島縣へ出向ヲ命ス 監獄醫 小沼 東 逸

千葉縣看守ヲ命ス月俸八圓給與 押丁 森田謙五郎

休職ヲ命ス 看守 小川 正 作

通 信

●看守教習卒業

栃木縣監獄署

全 全 栃木縣看守 赤羽傳吉
全 全 阪井民治

右貳名本月十日卒業證ヲ付與ス

全 上
千葉縣看守ヲ視奪ス 看守 成田 幾作
千葉縣看守ヲ命ス月俸八圓給與 看守 郡 又治郎
全 上
千葉縣周准郡貞元村 看守 西川 錦次郎
大日 甲子太郎
懲罰全免(懲罰二年ニヶ月) 古原 貞次郎
(換罰六十日)

●看守教習卒業

看守 高知縣監獄署
看守 龜川 守治
看守 野本 正壽
看守 寛 直猪
看守 下許 茂正
看守 吉本 虎彦
看守 關 德馬
看守 井上 平吉
看守 小松 照治
看守 林 通譽
看守 尾崎 貞久
看守 窪 添潔
看守 吉本 八十彦
看守 森田 貢

●全上

全 能勢 浩然
全 内田 馬輔
宮城縣監獄署
右ハ看守教習課程卒業ニ付其證ヲ授與セラル
宮城縣看守 高平 健三
全 上
本月中本縣看守教習生ニシテ卒業證及優等證ヲ附與
セシモノ左ノ如シ
福島縣監獄署

卒業證(優等) 小野田 豐作

全 (全) 森熊 四郎
全 菅野 末之輔
全 富井 西造
全 梅崎 宗吉
全 草野 辰彌

●司獄官會議

愛媛縣監獄署
本月十二日本支署監獄書記看守長ヲ召集シ獄務ノ要
件ヲ協議シ全十七日閉會候條及御通報候也

●年金下賜

青森縣監獄署
元青森縣看守 後藤 彌太郎
右滿拾壹ケ年間勤績候ニ付年金參拾壹圓ヲ給與ス

寄書

●世の寄書家及監獄當局者

諸君に檄す 突進 生

監獄改良の談は近時益々其の歩武を進め今や社會の注目する所となり新聞に雜誌に往々監獄に關する記事を見るは吾人の平素慶賀して措かざる所なり之れを詳言せば其の記事の何たると説の可否を問はず世人が監獄に關する志想の發達し來りたるを證するに足るべきなり此際當て苟くも監獄改良に心あるもの及び監獄當局者は充分監獄改良其ものゝ真相を社會に發表し唱道し初めて首を監獄事業に突き出すべき所謂監獄感念の初歩たるべき人々に向て誘掖者たり先導者たるの義務を盡すの必要を感じ若し夫れ此際當て是等の義務を有する人々にして誘導宜しきを得ざるあらんか先入は忽ち主と爲り爾後監獄の改良は越趨遼遠し結局社會の冷遇を受けるの恐れあるを免れず然るに實際に就て之れを見れば僅々四五の人士を除くの外此責任を盡しつゝある人士の我當局者の間に其の人の乏しきを嘆するの感なきにあ

らざるなり然れども吾人は我當局者の此機を知られざるにあらす斯道改良の先導者たる經驗と智識を有せらるゝこと勿論にして敢て或は疑ふべきを以て雖も只或事情の爲め監獄内部の真相にして社會に顯表するを厭忌するか如き所謂家中の事は家中に於て整理せよてう觀念を抱かるゝ諸君なきやに疑なき能はざるなり即ち或事情とは苟も監内の事にして其可と不可と事實の眞と偽とは之を問はず地方新聞等に掲載せらるゝを厭ふか如き觀念の我當局者の間に存することと是れなり
然れども是等の當局者は實に其眼界の狭小にして胸量の狹隘なるに驚かざるを得ず吾人を以て之れを觀れば新聞雜誌等の記事の如きは我監獄改良の吹鼓者たり改良事業の本鐸者として喜んで之を迎へざるべからざるべしと信す苟も其の登載事項の世評に上るか如きとは充分之れを研究し之れを改善するに吝ならざるべく其誣妄に出つるもの如きは之れを辨駁説明して世人の疑惑を解くべきこと素より正當なりとす然るにも拘はらず其之れを取てせざるか如きは當局者の意果して其何の邊に存するやを知る能はざるなり我監獄改良事業は前途尙は遼遠にして百里の長

程を餘せり今にして之を鼓吹し之を誘掖するの宜しきを得ざるあらんか改良事業は頓挫々折を免れざるもの殆んど稀れなり世の投書家及び當局者たる者靜心省慮すべきの秋なりと云ふへし今後尙は改良すべき事項研究すべき問題決して尠なきにあらざるへし當局者たるもの奚んろ井天的の見解を去り其疑團のある所改正すべき事項は胸襟を開き之を筆にして本誌に投寄せられんことを本誌は是等の事項を改善研究すべき唯一の機關を以て自から任するものなるへければ喜んで之を登載することを怠らざるへしと確信せし幸に寄書家并に當局諸君學術研究上の思想及感念を以て敢て他に忌憚なく正々堂々として玉稿を公表せられんことを予輩は斯道の爲め切に希望する所なり敢て檄す

●誘工者の再置を望む 岳々道人

各監房及工場に傳告者誘工者なるものを特置し同一在監人中能く獄則を遵守する者を撰て是に當て其傳告者なる者は官吏の命令を同房四に傳へしめ誘工者は工場に在て服役者を勸誘せしめし事は遠く舊監獄則施行の時代に屬する然るを予輩は今日又茲に此誘工

日出獄后有職の良民たらしめんとの外に出ざるか如し是れ取りも直さず再犯防遏の最良方便たるべければなり

現行監獄則に於ては舊則の誘工者なるものを廢し職業の素習あるものは格別未だ何等の素養なきものに對し作業を教授し誘導するは専ら授業手の職任となせり然れども實際に就て之を觀察すれば大に然らざるものゝ如し加之ならず其道專修の授業手を採用しつゝあるもの却て尠なく好し専門の授業手を置きたる地方に在つても親しく多數の囚人に職業を教授することば到底行はれざるか如し其故如何となれば人少の割合に工作上に關する他の雜務の爲め執掌し作業指導にのみ從事する能はざる情態なればなり故に少しく其業に心ある囚人と雖も之を指導するの行届かざるより進歩の度合寔に遅々として容易に其職工たるの技能を備ふる能はざるのみならず全く其心なき所謂作業に餘義なくせらるゝものに在つては發達進歩は到底望むべからずして終るもの比々皆是なり是種の囚人に對し紀律は如何に確保せらるゝと雖も他日出獄后有職の民たる能はすして再び犯罪に餘義なくせらるゝに至る是等は監獄作業の目的を達した

者の再置を望むは或は斯道改良の上に於ける一弊害を復活せしむるものなりとの疑團を抱かるゝ讀者もあるならんとは予輩が本題を掲出するに當て素より覺悟の前なりと雖も監獄作業の目的を達する上に於て亦止むべからざる最良方便なりと信するものありて存すればなり讀者并に實務家諸君幸に一顧の勞を垂れられんことを希望す

予輩が冒頭に於て一言すべきことは監房内に於ける傳告者なるものは今日其要を見ざるのみならず大に種々の弊害を醸生するの有害なるを識認すべければ傳告者再置の議の如きは予輩の夢想せざる所なりとの事はれなり然れども之に反して誘工者の事は其名稱の如何なるに拘はらず此種類の者を再置するの必要を感ずるものなり以下に於て臆見のある所を陳へん

予輩の前に陳述せし如く誘工者を特置し服役者を誘導し無職業者に有益の作業を授くるの補助たらしむるは監獄作業最終の目的を達する上に於て尠からざる便益あるを確信せり今日斯道の間に作業の最大目的を論ずるものゝ言に云く監獄作業は其目的種々ありと雖も要するに浮浪無職の惡漢に或職業を授け他るものと云ふべからざるなり予輩は平素信せり監獄改良とは分房制を施行するにあり將た出獄人の保護をして完全ならしむるにありと云ふと雖も無職業者に有益なる作業を授け良民と伍して敢て或は愧つるなき有職の民たらしむるを以て其分房制に優る万々にして出獄人保護の事も其畢竟する所、職業を得せしめ犯罪を再びせしめざらんことを期するに外ならざるべしと依是觀之ば作業指導の責任重且大なりと云ふべし然るに實際に在つては授業手は殆んど其名のみにして作業教授の任を完ふする能はざるもの多く囚徒をして殆んど自修に止せらしむるか如きあるは我當局者の作業施行法の宜しきを得たるものと云ふべからざるなり故に予輩の切に望む所は役囚の内、殊に其道に堪能にして能く獄則を守る者を撰で誘工者とし(名稱の何たるは問はず)彼の全く素習なき役囚を勸誘し指導者たらしめんことを而して后始めて無職業をして一個獨立の職業を得せしめ普通一人前の職工たらしめてこそ監獄作業最終の目的を達したるものと云ふべきなり、難者或は云はん誘工者の再置は彼の役付なるものゝ弊害を復活するものなりと成程誘工者たるべき者は私に他囚を使役し或は他囚

を凌辱する等の恐れなきにあらざるも其之を取締る上に於て充分の注意を以てせは又以て是等の弊害を防遏すること決して難事にあらざるべしと信す加之ならず誘工者をして作業を指導せしむるより生ずるの利益は充分是等の弊害を償ふて尙餘あるものあらん讀者以て如何と爲す

日本刑律沿革略言

北越 舟 江 生

我國大古風俗敦厚無爲にして治り敢て刑律を設くるなし神代の如き犯罪あれば贖を收めて解除するのみ素盞雄尊のチグラオギトの刑を受けて爪髪を拔て罪を贖ひ根ノ國に逐はれたる如き是なり神武天皇以降殆んど千二百年間敢て法律の制定なく犯罪ある毎に朝議して之れを定めしなり又盟神探湯の法あり釜中に水を沸騰して手を挿入せしめて眞偽曲直を判定せしむ應仁天皇の時武内宿禰其弟甘美内宿禰と探湯したる是なり

推古天皇の時太子厩戸政を攝す太子聰明訟を聽き獄を決し始めて憲法十七條を制定す天智天皇祖宗以來因襲する所の典例に基き唐法を斟酌し律令を撰定せ

の五種あり又た土に閉門、贅居、改易、切腹等の刑あり徳川氏の刑法は我古法と朱明の法律を酌量したる者にして稍や備はれりと雖ども各藩制を異にし全國一律に歸する能はざるなり維新の始め火罪鋸挽の苛制を廢し明治三年新律綱領を制定す尋て又た泰西諸國の法律を參酌して刑法治罪法を撰定し之を頒布し更に刑を寛にし罪を明かにし國民を安全ならしむ其改良の善美世人の熟知する所なり復贅言せず

●施行細則第六十三條但書の解に就て 研究 生

施行細則第六十三條は食物購求の度數及び金額を制限し工錢を以て食物購求を許すは一ヶ月十回以下にして一回の代金三錢を超過することを得ざるものとせり而して此制限を設けたるは元來食物購求を許すの精神たるや専ら作業獎勵の手段に出て併せて出獄後可成生計の資を多く蓄積せしめんとの本旨に出たるにも拘はらず無制限に之を許すとせんか獎勵の方法却て贅澤を増長せしめ就業の資を得る能はざらんことを慮りたるものなること予輩の辯するを跋たすして知るを得へきなり去れば其但書に於ても食物購

しむ天武持統文武元正を経て全く成る是を大寶令と云ふ是に於て我國の法律稍や備る其刑は笞杖徒流死の五種あり流刑は近中遠の差あり死罪は絞斬の二等とす光仁天皇のとき格殺の刑を増加す

桓武天皇の時新法を刪定し嵯峨天皇の時弘仁格を著す然れども皆大寶令を原とし彼是改刪したるのみなり其後世々寛猛ありと雖ども其實寛典に失する者多し且つ藤原氏權を擅にし皇綱漸く衰へ法律弛緩賞罰正しからざるに至る源賴朝平氏を滅し幕府を開くに至りて將門權を專にし政令平かならず尋て北條氏式目五十條を撰定す其刑名の大略は禁獄追放流死に梟首と磔あり又三族の罪と稱し其刑親戚に及ぶ其他押籠勒勤改易等あり後醍醐天皇北條を誅し決斷所記録所等を設け大事は天皇親ら決斷し給へり此時建武式目の制あり而れども女謁内奏行はれ政刑紊亂せり足利氏政權を専らにするに至り猶貞永建武の式目に據り少しく増檢するのみ應仁以後海内騷擾群雄割據各刑罰を異にし殘忍過酷天下復た一定の法なし豊臣秀吉爭亂を平定すれども國家多事未だ法律を撰定するの暇なし徳川氏に至て律百個條を制定す其刑は赦、追放、遠島、死罪あり死罪に斬、火、獄門、磔、鋸挽

求費は領置工錢の半額を過ぐへからすとせり此領置工錢の半額とあるを解するに一應は總額の領置工錢に對する半額を意味したるか如く解義せらるゝと雖も本條文の意義既に範圍を限定したる上に猶は其但書を以て領置工錢の半額を超ゆへからすと規定せられたる者なれば此領置工錢の半額と云ふ文字は可成之を狹隘に解釋せざるへからざると彼貯蓄を誘導するの精神より之を觀察するも又以て知るへきなり左れば予輩は疑もなく領置せらるへき工錢の半額を超ゆへからすとの意を解したり然るゝ斯道の先輩を以て平素予輩の最も尊信する小河岳洋先生は其著書に於て總額に對する半額と解釋せられたり至茲予輩大に疑なき能はす若し假に總額に對する半額なりとせんか殆んど解すへからざるなり何となれば領置工錢を以て食物購求を許す場合は工錢を以て食費を償ふて餘りある場合たらざるへからざるは勿論なりと雖も苟も其月の工錢にして食費を償ふて餘りあるものは其領置工錢の寡少なるに拘はらず最高の度數及び金額迄食物を購求し得ると云ふに至る、假令は其月の領置工錢にして三拾錢(最高金額を指す)以下たる場合と雖ども前々よりの領置工錢總額にして六拾錢

(參拾錢に對する總額)以上に超過する者は常に制限額に達する迄食物購求を許すことを得ると云ふに至り之を換言すれば其月の領置せらるべき工錢以外に食物を購求し得ると云ふ不權衡の結果を生じ本主但書は殆んど徒法死文に終らんとす、加之ならず工錢貯蓄を獎勵保護するの精神に背馳するの議りを免かる能はざるなり故に予輩は先生の解釋あるに拘はらず本條但書の領置工錢の半額とは領置すべき工錢の半額と解するの穩當にして且つ本條の精神に適することを確信せり、之を要するに施行細則第六十三條の但書は同條の制限をして一層其範圍を狭小にし勸勉(作業に)と貯蓄と兩々相併行せしめんとの本旨に出たる者とす故に可成領置工錢の半額と云ふを狹隘に解釋し領置すべき工錢の半額を過くへからずと云ふの正當なるを信す世の識者以て如何と爲す

●看守の心術及び品格脩養ニ就て

在三池集治監 透 水生

余曾て小川滋次郎氏の著述せられたる看守必携獄務提要なる書籍を一讀して看守の責任の最も重大なること其思想感情は純正にして其心術は忠良至誠其品

内に修養する處の品格なければ永く威と嚴とを保つこと能はざるのみならず却て囚人の輕侮を招くに至るべく燦爛たる盛裝華服も以て品位の鄙しきを掩ふに足らず人に尙ふ處のものは内部にあつて外形にあらす而して世の澆季なる偽善的外部の容裝を脩むるを以て完美十全の品格となす誠に悲むべし試みに社會現今の狀態を觀察するに數百年來世道人心を維持したる儒教主義は一朝維新の革命に遭遇し泰西文物の輸入と共に其勢力頗に衰減せり而して之れに代るべき德育の基本確立せず吾國の人心は廿餘年來一定の方針なく勝手自由に進み來りたるの結果風俗の頹敗人心の腐敗德義地を拂ふて元氣全く衰耗す廉恥節操の氣萎靡して復振さるの有様となれり一國の代議士と成て衆議院の椅子を占むる者も官吏と成り國政を掌る者も死士と唱へて國事に奔走する民間の政治家も學者も教師も其心事言行を見れば多くは之れ名譽利祿の爲め算盤主義の拜金者にあらざるはなし豈に憤慨の極ならずや

夫れ監獄は社會の一隅に割據したる別天地なり一度ひ身を司獄の劇務に投するときは社交上の範圍も愈々狹隘に智識道德思想感情を高むるの便宜も隨て少

格は最も高尚貴ふべき人物ならざるへからざることを知得したり然れども余は當時之を以て事實に適せざる迂遠の學說として顧みざりき爾來獄務の實況を見經驗の勞を積むに従ひ愈々其言の緊要適切にして決して迂遠にあらざるを深く感したりき今や高妙なる泰西の新主義は陰に陽に我か監獄の上に實行せられつゝあるなり然かも此際に當つて最も急務とすべきは獄務の最要機關たる看守の思想を養成して其品格を高尚ならしむるにあり若し夫れ看守にして其心術卑野陋劣ならんか其品格果して何くにか在る到底其の職任を全ふすること能はざるべきなり蓋し品格に二様の別あり一は内部の品格にして一は外部の品格なりとす吾人か所謂貴しとする處のものは外部にありとす固より外部の容裝も品格の一に相違なかるべきも元來内に素養する處の品位なければ外に顯るも光輝外に顯はるゝに非ずや瓦礫は之れを包むに錦繡を以てするも細微の光明たも放ち能はざるに非ずや美服盛裝佩劍閃々旭光に輝き一見人をして威服せしむるに足るべき容貌を有する看守ありとするも

く如何に高尚の人物と雖ども終始醜惡なる囚人に接するときは自然卑俗に陥るの傾向なき能はす況んや凡俗卑陋の小人に於てをや故に苟も司獄の任に在るものは則ち智識道德思想感情を養成し高尚なる品格を俱有し内は以て國家の法規存在を危ふしたる彼の公敵を征服し外は以て戰勝者たるの名譽を輝かし獄卒半番の醜名を洗脱せざるへからず然り而して吾人は如何にして内部の脩養を爲すべき乎余情々思ふ道議上の觀念最も切に純正なる情感愈々熱し一身を獻して道を守らんと雄心勃然として奮起するは蓋し如何なる場合に於てなりしや則ち正義仁愛の念瞞腔に溢れ其心に一點の私意私情なく丹心無欠にして一天心の眞を備へたる偉人に接したるときにあり我れ之れを見れば恍惚として轉た欽仰崇拜の念心中に浮ひ吾人平生鄙吝の情に無垢の神心を紛擾せられつゝあるを慙ち終に吾か觀念の益々高尚ならんことを希ふに至るべく寒夜孤燈の下超絶優勝なる釋迦基督孔子の如き聖者の遺訓ニ接し見よ道義の感念内に動き惻隱羞惡の心方寸の間に煥發するにあらずや此の如く吾人の進歩發達は他に己れに勝れる客觀的のものありて之れに向て欽仰崇拜の念を發起するにあ

り何か故に彼れソクラテスの門下生よりプレート、
 アリストートル等の如き人物を出せし何か故に佛
 教家中に高德達識の偉人多く出しか何か故に基督の
 子弟に獻身奮行の英勇多かりしか何か故に彼れ孔子
 は東洋二千年間道義學の師表と仰かれ其門下に賢人
 君子の多く輩出するを得しか凡て之れ等は己れに
 超絶したるものに感化刺激せられたるに由らずんば
 あらず若し人類交際の範圍をして己れに均しき同類
 同輩の間に限畫するか如きことあらは進取の路を塞
 き前途の發達を杜絶したるものと謂はざるを得ず吾
 人は切に憂ふ監獄事務に従事するもの、境遇人物の
 程度を高むるに最も便宜惡しき地位に在ることを其
 平生交際する處のものは陋劣醜汚の小人にして其眼
 孔は常に下邊に向ひ其見聞する處のものは僅に尋常
 の上に出てす斯かる境遇に在て尙進取の活氣なく唯
 ら目前に安んずるか如きことあらは將來如何なる狀
 態に陥るへきと思ふて爰に至れば吾人をして轉た感
 慨に堪えざらしむるものあり然れども余は看守の職
 に在るものをして皆悉く賢人君子たれとは言はず又
 強て善人の教化薰陶を受けよとは云はず去りながら
 身獄務の基礎となり改良感化を翼成すへき重任を帶

ひる者須らく其職任を全くすへき品格ある高尚の人
 物に到達せざるへからず岳洋小川君其獄務提要第三
 章に記して曰く恩賞を受けざるの故を以て漫に或は
 上官を怨み又は懈怠を生ずるか如きとある可らず人
 或は察せざることあるへきも天は即ち必ず之を知る
 強て其効の知らるゝを求むる勿れ職務の前には唯々
 義あるを見て利あるを知らず況んや忠誠廉潔の士に
 於てをや顧みて我が良心に恥る所なくんば則ち吾事
 足れり宜しく常に高尚なる思想を以て其職務に電勉
 せよ眞正の名譽は必ずしも實物と相伴はず實物の以
 て我が功勞に酬ふるものなきも尙ほ他に我名譽心を
 満足せしむるものなきに非らず眞正の士魂あるもの
 にして始めて能く此に觀念する所あるを得へしと之れ
 何等の靈筆何等の好摸範や即ち高尚卓越の人物に
 して始めて茲に至るへきなり而して如此にして改良
 感化の必要機關たる至難の職務を完成するを得へ
 く余か常に心術の脩養を尊重し且つ切望する所以の
 もの蓋し他意あるにあらざるなり聊か臆見を述へて
 大方君子の教を待つ

問答

●質疑

博愛生

刑事被告人又は囚人にして疾病に罹りたるとき其經
 症のものは勿論病監に於て監獄醫の施療を以て足れ
 りと雖も其生命にまで關する程の憂ある難症又は不
 治の病症なる場合に於て本人の請あるときは之を普
 通病院に入り又は他醫の施療を受けることを許すこ
 とあるや如何

参考刑事被告人にして他醫の施療を受けることを
 許すことを得るは曩きに其筋の指令ありたるやに
 承知せり

●浪華生に答ふ

下田直亮

予は監獄雜誌第五卷第四號に於て刑期起算點に關し
 一の專稿を投して讀者諸君の高見を敲きたるに浪華
 生なる論者ありて同卷第八號に於て痛く論難攻撃を
 試みられたり君は其の本名を署せざるか故に果して
 何人にして如何なる人物なるやは詳かに知るに由な
 きも數々監獄雜誌に玉稿を寄せて常に予輩をして感

歎措く能はざらしむるを以て見れば夙に監獄學海に
 遊び高尚有爲の志想を把持せらるゝ高路の士たるは
 慥かに承認するを得たり然れども今茲に君の人物の
 良否學識の如何は深く尋求するを用ゐず唯た見事に
 法學の見解を誤まるの甚しきものあるを憫笑し拍手
 一番一點の燈火を掲げ君か智囊の蒙昧を照さんどす
 るに過ぎず乞ふ之を諒せよ

君は予の勾留狀を發するに必要な條件を列擧した
 るを「果して本問に如何なる關係がある」と劈頭第
 一に駁撃を與へられたれども予は故に耳新しく持出
 したるにあらすして本問上頗る便宜あるを感じたる
 か爲め殊に横列して注意を促したるなり然らずんば
 讀者中本論の要旨を誤認せらるゝの恐あるを氣遣ひ
 たるなり見られよ現に予か正反對の地步を占め方さ
 に無用論を唱導する君にして既に早や勾留狀を發す
 るの場合を謬想しあるにあらすや君は「禁錮以上の
 言渡を受けたるものには必ず檢察事は相當の逮捕狀を
 發して勾禁せざるへからざるは勿論なり」と云はれ
 たり成程禁錮以上の刑を受くへき推測ある者にあら
 されは未決勾留を爲すを得ずと雖ども此の反對論鋒
 を以て禁錮以上の言渡を受けたるものには必ず未決

勾留を爲さるへからざるものにあらす已むを得ざるの事實存し犯行のありし地に被告本人の在らざるか爲め一旦欠席判決を受けたるも雖とも絶對的に逃亡の恐れあるものと斷定するを得ず單に裁判官の心證に於て三條件中一の存在なきに於ては必ず未決勾禁を要すべきものにあらす是れ予か三條件を列叙して勾留狀を發する場合と否らざる場合とを明かにしたる所以なり君は予か揚足を揃らんとして却て靴を捧けつゝあるものなり

君は又た「前略餘罪の爲めなり」と雖とも其の身既に身体の自由を勾束せられ加ふるに同時に欠席判決の通告を受けたるものなれば此通告と同時に前判決に對しても收監勾禁せられたるものと云ふべきなり（中略）最初逮捕の令狀の餘罪に係ると否やは最早問ふを要せざるなり云々」と何か故に一罪に就て發したる令狀は餘罪の爲めに其の効力を及す可きや須らく理由を明瞭陳述せざるへからず自己獨斷的の決定を下し而して毫も理由を附せざるに於ては如何なる不法の判定をも爲す能はざるものなかるへし君は予の論定の誤れるを正さんとするものにあらすや何か故に其の論駁の決定に對する理由を附するを惜みたるや

は、知識の淺薄なるより理由に疑の存する場合に於て此の原則を持ち出すは門外漢の甚しきものなり君は事實と法理とを混一合同して法律の原則なり云々の語を吐き天狗然たるは少しくお鼻が高か過ぎるにあらすや其他欠席判決の通告を爲せば必ず身体の勾束を爲さるへからざるか如く云ふと雖とも以上の反駁に依て自ら粉砕しあれば再び此の點は答辨を要せざるへし

斯く反駁し來ればお氣の毒ながら君の駁論一も敬服するに足るものなし終りに臨み君に對し豫め注意を乞はんとするものあり予の前段勾留狀を發すると發せざるの場合を論定したるは輕罪に對するの論定にして重罪に關しては別に法律の規定あり故に是迄の適例を拘ぐるにも皆な輕罪に關するものに係れり君之れを了して可なり言危激に涉り或は敬を失するなきを保せず幸に寛恕せよ

雜報

監獄費の出納に就て

監獄費は地方税中最多額を占め之が出納の煩繁巨額

るや蓋し不法の決定には理由の存するなきか爲めならんか半銭の價値なき賣藥の廣告にも猶は能く其の効能を説く君の論賣藥の廣告に劣る數等ならずや君の云ふか如く勾留狀を發して未決勾留を爲すの必要な爲め令狀を發せず餘罪に係る令狀の効力は延て其の効を及すとは千古未聞の法理にして蓋し君の專賣特許の自己製造論ならん例へは官吏侮辱罪を犯したるものあり然れども右三箇の條件中一も存在せざるか爲め身体の勾束を爲さるゝりしに餘罪として詐欺取財罪を發見したり此の犯行に對しては證據燦滅の虞ありとして詐欺取財被告事件云々の勾留狀を發したるに他罪の官吏侮辱罪に對しても尙ほ其の効力を有したりと云は、少しく法學の初門を窺ひたるものゝ首肯し能はざる處なり令狀を發するには必ず被告事件を記載すへきは法律の命令する所なり其の令狀に記載なき他罪も其の内に包含しありと云はざるへからざるに至らん此の如き賭易きの理は君も能く了する所ならん君は被告人の利益に解釋すると云ふと雖とも是れ亦た法理の原則を誤用したるものなり此の原則たる事實の疑はしき時に於て始めて應用を試むへきものにして法理の疑しきを以て語を換へて云

なるは殆んど他に比類なし然るに地方税出納規程は一定に制定せられたる法令なく各府縣適宜に之を定めて實施し各其趣程を異にし國庫費出納に於けるが如く嚴密精細ならざるに似たり、吾人は常に地方税就中監獄費の出納規程に關する一定の法規なきを遺憾とす、近來監獄費に對する失体事件の發露するは主として主任者其人を得ずして監督其實を得ざるの致す處なるへしと雖然れども一定の法規なきも亦其一因たらずんばならず、彼、國庫費に對しては會計法會計規則并に之れに附隨すへき規程の設けありて出納の順序方法より出納官吏の責任に至るまで仔細に明定しあり、事繁密に涉るの嫌は之れあるへしと雖、成法に依て以て出納を執行するにより失体の生ぜざる故なきにあらざ、顧みて地方税就中監獄費の出納官吏に對する責任如何を糺究するに漠然、更に之を規定したる法令の存するものなし、故を以て一朝監獄費にして紛失し又は盜難等に罹るも出納官吏は之を賠償するを要せず只職務執行上の責を負ふのみ其損失は地方税にて負擔せざるへからず、然るに國庫費に就ては出納官吏に於て賠償の責に任すへき筈なれば（會計検査院の判決により賠償の責を免かるゝ

場合は格別なれど、國庫費の損失に期することなし、地方税に此法規を欠くは權衡を失するものと云はざるを得ず、蓋し地方税の検査監督には府縣會のあるありて之れに當るに依り敢て法令を要せずとの意なる乎是れ甚だ謂はれなきなり何となれば、地方税と雖名稱こそ異れ同じく官務を辨する費金ならずや而して地方税は一方に止まるものにあらざりて全國一様に之が收支を爲すものなれば彼の自治体に於ける費用と異なるは勿論にして之が出納に任するもの責任を規定するに當ては能く一府縣限りの爲し得べき者ならざるや明かなり且監獄費の出納は日常頻繁にして他の地方税の比にあらざる之れを内務部第四課の手に委するは徒に手數と時間とを要するのみにて其便益なし、要するに出納官吏の責任を明かにして國庫費に於けるか如き法令を設くるに於ては故らに内務部第四課の事務中に存するに及はざるへし、已に現時内務部第四課の分掌に相成り居るに拘はらず月額を定めて之が出納を監獄に委任しあるは比々皆然り、云は、有名無實たるなり、實利上又執務上監獄費の出納は監獄の手に移すを利益とす故に内務部第四課の手を離して監獄の手に移し以て出納

ことなく差支へ之れなきこと、信す或は已に實行せる處も之れあるならん、併しなから巡査と看守とは何事も同一待遇に相成り居るにより俸給の區分も亦同一ならしむるを要す假令へ成規に背かずとするも實際の施行上最も之れを避けざるへからず故に巡査に於けるが如く八圓九圓十圓の三種に區分實施せられんことを望む

●押丁の職務に就て

押丁は本年一月内務省訓令第一號を以て其人員を改め來る廿八年度より施行すること、相成りたるに依り復た從前の如く多人數を設置すること能はざることはなれり、於是乎明治二十二年六月内務省訓令第二十九號を以て發布せられたる看守以下分掌例中押丁の職務は之れを實施すること能はざるに至りたれば早晚其筋より押丁の分掌例を改正發布せらるへしと雖、之れが分掌如何は廿八年度の豫算を編製し之が設置を要する所以の説明を爲す上に大關係を有し豫め之が備を爲すの必要あれば一日も早く改正按の發布を望む、尤之れと同時に看守の分掌其他にも變更革正を要するもの之れあるへきに付發布の時期

に關する法令の設定あらんことを望む。

●請負業の素品製品の賠償に就て

監獄費の紛失盜難等は皆地方税の損失に歸すべきは前項之れを陳述せるが如くならんかなれど地方税財產に屬する物品其他請負人より監獄へ差入れある素品の紛失盜難に罹り又此素品より製造せし製品の監獄の保管中に係る者にして同様の場合には誰が之が賠償の責に任すへき者ぞ、是亦法令の設定なくして之が賠償の道を明定せざるにより、物品取扱主任ありと雖賠償の責に任せしむると能はず地方税にて之れを負担し賠償の責に任せざるへからざるものなりと信認すど斯くては物品取扱主任の責任を輕んせしむる道理なれば當局者に於て保管方に注意すへきは勿論なれども金錢の出納と共に物品會計の規程を設けられんこと必要なるへし

●看守の俸給に就て

看守の俸給は八圓以上十圓以下にして勅令面に巡査に於けるが如く八圓九圓十圓と區分なし就ては必ず八圓九圓十圓と區分するに及ばずして八圓五十錢九圓五十錢と云ふか如き端數を置くも敢て成規に違ふ

を遲延ならしむること之れあるへしと想像せらる、就ては押丁を設置するの理由を探究して豫しめ其方針を定るは必要のことなるへしと信するを以て之れを探聞するに押丁は死刑の執行、刑事被告人の控繩（裁判所へ護送の場合）又は刑事被告人へ食物其他給與品等の配與を掌らしむる爲め少數の人員を存し得ることに定められたる主旨なる由なれば之れを拘留監に配置して上文の職務に従事せしむることとせば過誤なかるへしと信認す、但押丁は訓令第一號にも明記しあるが如く「置くことを得」とありて、之れを置くへしと規定せられざる所以のものは必ず置くを要せず、只多數の人員を設置しありたる習慣を一時に全廢せば支障を生ずることあらざるかの懸念あるよりして斯くは便法を設けられたるに外ならざるへく寧ろ設置せざるこそ正則なるへきは明かなる次第なれば此好時機を利用し、廿八年度よりは全廢の英斷あらんこと最も望む所なり、已に府縣中押丁を全廢して看守に代へたる所ある更に支障を見ずして戒護上却て利益多しと云ふを聞けり、同じ監獄にして甲縣には必要なさき乙縣には必要ありとなすの道理なかるへし、只當局者の操縦運用如何に在て存する

のみ果して然りとせば押丁を存するは適、以てつ當局者の不手際を證するの一例となるからん歟且又今にして全廢せしめて他日之れが廢止を行はんか却て行ひ難くして早に斷行せざりし悔を遺すことなしとせず、凡そ舊例を廢除するには時機を要す時機に乗せざれば再び斷行の期を失す今は即ち當局者の斷行すへき時機なりとす當局者の熟考を煩はしたきは此際に在り敢て猛省を煩はさんと欲す

●時計器の正確なるを要す

監獄は紀律の府にして一舉一動と雖嚴肅整秩たらしむべきは勿論なれども其時間亦隨て正密嚴確に守らしめざるへからず然るに倚て以て標準と爲す處の時計は迅速常なく時としては休暇を爲すことあり、會、時計の種質は善良にして休暇を爲すことなきも夫れ自身の進行に一任しあるが爲め進むものは益々進み後るものは益々後れ殆んど其の正確を失す斯る時計に依りて看守出勤の迅速を正擬す焉ん賞罰を正ふすることを得ん故に監獄には善良なる時計を備ふるに共に毎日電信局に就き(午砲のある處は格別なれど)正午時を取り合はし以て標準時の間違なし左の如く區分し以下之れに應じて遞減することにせられんことを

- 一、財産を有せず且親戚なく生計に困難なるもの
- 二、財産を有せざるも親戚故舊等の扶助するものありて稍生計に差支へなきもの
- 三、家族あるも相應の財産を有し他の扶助を受くるに及ばざるもの

上掲第三項に該當する者及單身の者には必ずしも惠與を要せざるへし但他どの權衡上を圖るを要せば一時若干金を給して遺族を慰し又單身者には本人の行を盛にすることにせは可ならん、又救助を受くべき遺族にして他府縣に居住する者には當該官署より遺族居住地方の監獄若くは警察署へ送付し交關方を囑托することにはせは可ならん、尙ほ當局者の一考を煩はしたし

●眞木監獄課長

附關東府縣典獄協議會

眞木内務省警保局監獄課長は新潟縣宮城縣山形縣岩手縣青森縣監獄并に宮城縣集治監巡閱を命せられ本月十五日東都を發して先づ新潟縣に向はれたり夫より

きを保することに不ずは最も必要なり必ず實行せられんことを望む

●監房内の揭示

は監獄則施行細則に規定しある所の揭示條項を以てするは各監皆然りとす、然れども尙ほ此揭示條項の外に在監人否人として心得とすへき金言諺語を揭示して在監人に暗記せしめ凡そ一週間又は二週間毎に取換へて其意味を解得せしめは改悛を助くるの一手段となるへし各監獄とも實行せられんことを望む

●被召集者家族の扶助に就て

は看守に對しては監獄吏員、巡查に對しては警察吏員各々應分の贖金を爲して其遺族を扶助せらるゝの義舉あるは各地方皆一様にして誠に讚美に堪へざる處なり然るに該扶助法に就ては各地其趣を異にし或は一時に多くの金員を惠與するあり或は遺族の生計の程度如何に拘はらず平一に幾千金宛を惠與するありて區々たるを免れる由なり、吾人は望む大体一時に惠與するの扶助法を止めて被召集中若干宛を月々與ふることにし其金額は月俸の半額を最多限とな

り便路宮城縣に出、來月五日より宮城縣に於て開設せらるへき宮城假留監聯合地方并に東京集治監警視廳神奈川縣埼玉縣千葉縣靜岡縣典獄協議會に臨場せらるゝ筈なりと聞き及べり協議會は凡そ一週間の積なる由なれば來月十二三日頃迄は掛る事ならん

●秋田縣大曲監獄支署浸水餘聞

洪水は實に客月二十五日午後一時十五分頃の出來事なり同時刻には警察署の半鐘を連擲して事變あるとを急報す然るに監獄支署に於ては未だ其何が故なるかを解せず通行人の相語るを聞きて始めて洪水の警報たることを悟れるなり此時大曲町役場前には已に堰水溢れて道路を浸すと二三位而して益々増水の模様あり監獄支署内の下水堰も亦水層を増し加之雄物川の水勢は凄まじくして濁浪天をも捲くの勢あるに依り監獄支署も水害の免るへからざるを察し直に避難の準備に着手す之に着手するや間もなく溢水構内に浸入せり其浸入し始めたは午後一時三十分頃にして水層の最高度に達したるは午後二時なりき而して午後七時頃より退水し全く退水し了りしは翌二十六日午前三時頃なりし、構内浸水の最も深かりしは五尺

に達し建造物の浸水は床上、拘置監は二尺一寸四人監は二尺八寸事務所は二尺處持品倉は三尺一寸其の他の倉庫は三尺二寸工場は二尺五寸にして人民扣所附屬の便所一棟轉倒して流れたるのみ但扣所に懸りて流失は爲さるし由、如此急遽の浸水なりしにも拘はらず防備其宜しきを得たるに因るなるへし在監人は一人も逃走せず又流失したるものなく只綿少しばかりと帖簿數十冊櫃三個并に訊問所に積みありたる臥具、衣類、蚊帳、蓆等を浸濡せしめたるのみなりと聞けり尙は當時防禦の状況なりとして聞く所に據れば第一に飲料水を貯水器其他の桶類に汲み取らせ以て飲用炊事の用に供する準備をなせり恰も好し此汲み取りを終るや否濁水井中に流込み復た使用すへからざるに至りたり、夫れより雜品倉床上に石油箱數個を併列し是れに木材を架し長持筆筒書籍の類を載せ其上に諸種の雜品を積載し又米倉に在りし所の下白米四十八俵は腐敗を豫防する爲め俵封を解き二三尺置きに藏置しありしに依り毎俵之を結封し漬物倉に移して漬物桶の上に積載し味噌桶は米倉に於て繩にて釣り置きたるも増水の爲め轉倒するの虞あるを以て更に事務所の操側に移し米六俵と澤庵味噌

等は事務所に小出し置きて在監人の仕賄に差支なからしむる等の準備を爲し製造品倉にも石油箱數個を併列し之れに木材を架し數千足の草鞋及數百把の藁を載せ、在監人の所持品倉にては下棚に配列しある領置品を上棚に移し特別領品箱は之れを二階に移し、炊場の鍋釜類は之れを看守押丁休息所に移し桶類及ひ食器は之を棚上に積載し、四人監及ひ女監病監女工場等によりし蓆蓆、臥具、衣類、蚊帳(以上へ房内に常置する)其他汚損するの虞あるものは悉く之を訊問所に移し、事務所には寢臺を併列し戸扉を重ね蓆を敷きて之れを女囚の避難所に充て又同所にテーブルを併列し之に戸扉を併べて汚損の虞ある諸種の物品及ひ書類(事務所にありしものならん)等を載せ其外書籍箱をも併列して之に多くの書類を載せ又テーブル二個を四尺位の間隔を取りて併列し之れに數枚の戸を重ね蓆を敷き以て署員の休息所に充て傍ら此所にて金箱其他重要な書類箱を監守することゝなし、又大鹽に灰を盛りて之を看守押丁休息所に置き釜木を臺にして爐に充て以て炊事に差支なからしむる等の處分を爲せり此日現在せる刑事被告人は六十五人にして健者六十二人病者三人、四人は六十四人にして健者六十三人

病者一人總計百二十九人なりし而して四人は監房の天井上に避難せしめ、炊夫、掃除夫、看守押丁の休息所に床を造りて此に起居せしめ以て炊事、食物の配付其他不時の雜役に使用せり而して食物の配付、臥具等の運搬、戒護者の往復には木材を骨となし數枚の戸を皮となしたる二箇の筏を造りて之を使用せり以上は聞き込しと掲ることゝなせしゆへ事實相違の廉なきを保し難し大要如此と諒察あらは太過なかりし免に角當局諸氏當時の盡力勞苦察するに餘りあり然るにも拘はらず防備行届きて無事なりしは祝せざるを得ざるなり

る待遇上に於ても監獄に於ける遇囚法と同一途に出でしむるの注意あるを要す然るに從來の經驗に由れば食物は之を普通外人の賄とし(米麥混炊せず普通下等辨當の類)又被服に至りても獄衣を用ゐず概ね白衣を着せしめつゝあるか如し是等變則的の事は可成之を制限し正式に近邇せしめられんことを去れば其食物の如き一定の商人に賄はしむるも敢て不可なりと云ふにあらざれども米麥混炊とし其分量も總て之を四合とし及ひ被服の如きも通常四人の被服を貸與し刑罰執行の實を擧げしめんことを當局者に望むこと爾り

警察署内の留置場に就て

警察署内の留置場は純然たる監獄の一種に屬す去れは其管理權の典獄に屬するや勿論なりとす然れども實際に於ては別に監獄官吏を特置せず警部又は巡查を以て監獄官吏の事務を取扱はしむることゝなせり是れ素より便宜上に出てたるものにして決して正式なりと云ふべからざるなり故に之れか管理權の所在たる典獄は可成頻々此留置場を巡回偵察し監獄の目的を達せざるべからざるなり故に拘留囚其他に對す

典獄の交代

本月十九日左の通典獄の交代ありたり

任秋田縣警部長	香川縣典獄	田中義達
任香川縣典獄	佐賀縣典獄	藤澤正啓
任佐賀縣典獄	內務屬	阪口兼資

警視廳監獄囚徒暴行事件の落着

果然爾かななるへからずとは予輩か曾て其當時より豫想せし所にして今事新しく讀者に云々せんは十日

の菊六日の菖蒲たるの嫌なきにあらずと雖も斯道從事者の爲め平素服膺すべき否な寧ろ此忠實なる勇氣あらんとを望むの餘り一言付記することゝなせり凡そ監獄内に於ける看守者の職務は尙は將校以下の戰場に於けるか如し其職務を行ふに方つては忠實且つ勇猛ならざるへからざるは勿論法律及び監獄紀律の命する所は毫も之を假借するを要せず峻嚴に之を勵行せざるへからず去れば之を峻行する上に於ては萬死も之を辭する所なきを要す況んや彼等囚徒の暴力を以て我に抵抗するに於てをや其之を制壓防止する手段に於ては正當防衛の權利ありて存するのみならず寧ろ典獄看守者たる者の職務を執行するに方つて必らず盡すべき義務なりと信す彼の警視廳監獄署に於ける暴行囚徒に對する看守者の所置の如きは予輩職務に忠實なるを賞揚して措かざる所なり世の斯道従事者諸君幸に平素此心掛けありて身を以て職務に犠牲に供するの素養あらんことを望まじけれ即ち左に其裁判宣告の全文を掲ぐ

判決書

東京市京橋區新榮町四丁目二番地土族
警視廳看守 内 山 良 吉
三十年二月生

監を命したるも之に應ぜざるのみならず豫て計畫し置きたる如く監内の疊寄せに打附けありたる木片を取外して監扉、柱との間に打込み且疊を上げて監の入口に立懸け手拭を以て其兩端を格子に結び付け以て容易に開扉すると能はざらしめ且つ監内に在る便器の糞尿を監前に撒布し司法大臣監獄壓制など大聲連呼し刺へ裏窓の硝子を破毀し監外囚徒の應援を請ふ等頗る喧擾を極めたり被告良吉源左衛門は其物音を聞附け直に馳せて現場に來り監外に在りて種々鎮撫の途を盡したるも毫も其効なきのみならず益亂暴を逞ふするの有様なるより看守長秋山平八郎等の指揮に従ひ寧ろ監内に入りて之を鎮靜せんと欲し被告良吉續て源左衛門は監扉を開き挺身房内に進入したるに房吉を除くの外囚徒六名は直に被告等に組附き便器を投し或は長二尺幅三寸有餘の板其他木片等を以て被告等に打掛り危害目前に迫り他に之を避くるに途なきより被告兩名は拔劍して之に應じ終に彼等に重傷を負はしめ之か爲め助三郎幸太郎豐次郎の三名は即日死亡し甚吉與三郎音吉の三名は二十日以上疾病休業に至りたるものなり
依て之を案するに當日被告等は看守長の指揮に従ひ

東京市日本橋區小網町四丁目四番地平民
警視廳看守 大 木 源 左 衛 門
四十四年九月生

右兩名に對する毆打創傷及び致死公訴被告事件遂審理處

被告良吉源左衛門は警視廳監獄署看守奉職中同署未決監階上第十九號室には豫て市川助三郎齋藤幸太郎原田豐次郎齋藤甚吉山口與三郎渡邊音吉篠原房吉の七名拘留せられ居りたる處明治廿七年六月十一日頃同室檢査之際筆將基駒及硝子小片等發見せられたるを以て看守長志村能明は種々之を取調へたるも其實を吐かざるに由り終に認定を以て一同を處分すべき事を告げたるより助三郎幸太郎豐次郎甚吉與三郎等は非常に激昂し斯かる壓制を受ける已上は宜しく之を相當の行政官に訴ふべく又假令看守押丁等吾々を召喚するとも應ぜざるべく且つ彼等をして監内に入らしむ可からず然るときは看守等は或は拔劍して監内に入るやも計られされども吾々は已に重刑を受け居る者なれば時宜に由り彼等一二名を殺傷するも妨けすとの協議を凝したる處同月十三日午前九時三十分頃に至り果して一名の押丁來りて齋藤幸太郎に出

監内に進入したるに囚徒の暴行甚しく危害目前に迫まり他に執るべき手段なきより已むとを得ずして拔劍囚徒を毆打し以て被告兩名の身體生命を防衛したるものにして其所爲たる刑法第三百十四條に該當するを以て被告兩名に對しては刑事訴訟法第二百三十六條第二百二十四條に依り各無罪を言渡すべきものとす

判決

被告内山良吉大木源左衛門は各無罪押收せる物件は凡て差出人に還附す

明治廿七年九月十四日於東京地方裁判所公
廷檢事仲小路廉立會宣告す

裁判長

判事 牧 野 成 行
判事 磯 谷 幸 次 郎
判事 潮 田 方 藏

裁判所書記 矢 作 利 喜

右原本に依り此謄本を作るもの也

明治廿七年九月十四日

裁判所書記 矢 作 利 喜

批評

●大日本監獄管理法便覽に寄す

本會々友香川縣監獄看守部長（現職看守長）笠原正進君義きに君自著の大日本監獄管理法便覽なる冊子を本會に寄送せらる然るに雜誌記者未だ之を敬讀するの餘暇を得ず此頃小閑を得しを機とし喜んで之を誦讀することを得たり去れば記者か本冊子に於ける身見を聊か左に陳述し君の厚意に酬はんとす讀者之を諒せよ

君は身現に劇忙なる監獄官吏に職を奉しなから題號の如き冊子を編輯し世に公にせられたり本書は浩澣なる大部と云ふにあらざるも君か現に繁忙極りなき不眠不休の職務に居りながら斯る有益なる最も便覽の名に背かざる新舊監獄に關する諸則を比較し參看に便ならしめ加ふるに歐洲文明國の監獄法をも採抄纂輯せられたるは君か如何に斯道に獻身的勤勉と如何に獄務諸則に涉獵せられたるやは苟くも本書を繙く者の知悉する所なりと雖も予輩又た君か此熱心と

一時も憂と難み、罪と惡の此世より離なれしことな

されば一國の政權を握り、位、人臣の榮を極むる人と雖も、時に或は塵の浮世を避けて里に風月を樂まんとし、或は酒色に其憂を忘れんとするが如き、心中幾多の煩悶を證するに足らざるはなし、或は金殿玉樓の裡、花に弄れ、月に浮れ、口美食に飽き、身錦繡に纏はるゝの人と雖も、半夜燈火影暗き時、其辭に涙痕を染むることなきにあらざるなり、其他政治家にも學者にも皆夫々多少の憂慮と困難となきはなし、況や夫の天性英邁雲の如く起り龍の如く驤るの秀才を抱きて、學資に窮するの青年、或は學成り機熟し、今や活劇社會の中心に躍り入り、百難に當り萬艱を排き社會の改革を以て自ら任しながら、偶病痾に犯され空しく大志を抱きて病床に呻吟するの志士仁人、或は夫に離れたる妻、親を失ひし嬰兒、杖ども柱ども頼みたる獨子に後れたる寡婦、終日曳々車を挽き、重荷を擔ひ辛ふして一日の活路を得て家に歸れば壁は落ち檐は傾き用うるに家具なく張るに蚊帳なく、幼兒は餓に泣き老母は病に呻くが如き貧民此等は皆同情の涙と慈善の手を要するなり

勤勉とは茲に特書して大に君に其勞を謝せんとす從來獄務に關する諸法令を集めたる者多しと雖も概ね單に現行の法令に過ぎずして往々條文の解釋に苦しむか如きあるは常に予輩の遺憾とする所なり是れ其沿革の如何を知るに便ならざるはなし本書能く此點に配意し大政維新以後の獄則法令は之を網羅し加ふるに維新前の制度を以てし泰西の監獄法をも抄録したるものにして一讀直ちに其沿革を詳知し得るは勿論彼是比較參照の便ありて存すべければ其當務者を益すること決して尠少にあらざるべし當局諸士幸に一本を坐右に備へ斯道を研究するの好同伴とするに足るべき價值あることを信す敢て妄評すること爾かり

雜誌記者記す

特別寄書

●監獄改良

京都 椿翠女史

ユーフレチース河畔鳥語ひ、花馨るの樂園に、彼のアダマイープノ一度び神の命令に背きてより、一秒

於是乎同情の涙と慈善の手とは教育となり、傳道となり、看護となり、孤兒院となり、慈善會となり、救濟院となる、嗚呼實に彼等は此等を要す、我等國家に對し、人間に對する義務として大に注意と熱心を以て計る所なかる可らざるなり、

然而茲に又苟も神を愛し、國を愛し同胞を愛して生涯を送らんと希ふものは活眼を開て細かに觀察し心膽を凝して熱心に計畫し身命を投て助く可き尤も憐れなる尤も氣の毒なる一團體あり、何そや之れ即ち囚人なり、獄裡に呻吟する囚人なり

人或は曰はん囚人何者ぞ己が肉慾を縱にし己が利慾を逞ふし、人を掠め、人を欺き、人を害し、甚しきに至りては家を焼き、人命を絶ち、國家の秩序を亂り、國家の安寧を妨げしもの、其の罪惡や至らざる所なく、心中一片の道義心なく一點の良心なし、彼等が鐵柵中影暗く、臭氣鼻を衝く獄中に繋かれ日々使役せらるゝは是れ彼等が自ら招く所、所謂自業自得なるもの、何ろ彼放蕩無賴の惡漢に同情を表するの理あらんや、如かず教育を盛んにし其良心の光を發揮し、道義心を涵養し、或は學術の奥蘊を極め工業に商業に國家富強の基を開かんには、……然らば

則此等尤も惜む可く尤も忌む可き罪惡を國家の外に放逐すること敢て難きに非ず、唯枝葉を喋々して根本を忘るゝが如きは識者の取らざる所なりと、然り學術の奥蘊を極め、天地の眞理を悟達し政治に教育に改良を加へ殖産工業を盛ならしむるの道を講究し、通商貿易の機を察知し、富國強兵の策を講じ、鹹酸なる處生の煩苦を輕からしめ、温厚篤實なる人民を以て我國を満しむるは我等の尤も希望する所なり然れども是れ或は人の泥溝中に陥り煩悶するに當り、土地の自然に隆起して平坦なる大道に其人を持ち來るを待つゝの如きに類する所なきか、現在我國に監獄と囚徒との如何に多きかを見よ、南は九州より北は北海道に至るまで、苟も一市一町をなす所にして監獄を見ざる殆んど稀なり、而現今吾國囚徒の數は實に七萬有餘の多きに上る、嗚呼我等之をキリスト信徒の總數三萬有餘(新教徒ノミヲ云フ)と比較して果して如何なる感起すや

現に洛西二條城傍白壁高く圍繞する大建築は實に一千九百有餘の囚徒を繋留する所に非ずや、類別して云はゞ詐欺取財あり、強盜犯あり、放火犯あり、殺人犯あり、年を以て云はゞ丁年者あり、未丁年者あり

諸社會長民に復歸せしむるにあり、之をなすには時機を見て條件付裁判不定刑期採用す可く、計費を見計ふては分房監を設置し階級制を實施す可し、然れども罪囚改良をして徹底せしめんには教誨師の位置教誨師の人物智識輕々に看過す可らざるなり、我等未だ監獄内に入りて實地に見ざるを以て公言し得ざると雖罪囚改良上教誨師の勢力實に實に薄弱なるは精神感化の上に於て遺憾に堪へざるなり、只時に百人或は二百人を集めて喋々方便を説き、或は入獄者出獄者を纏めて勸告するも其結果は果して如何ん、よし地獄の刑は恐る可きも業に已に地獄に行く可き罪を犯せしもの業に已に惡因を蒔きしものなり、極樂の奴隸となるよりも寧ろ地獄の主君たらんと希ふもの比々皆然り、

假令些か悔悟する所ありて世に出るの後正業に復し人間の道を守らんと希ふものなきに非ずと雖、出獄の後住むに家なく、執るに業なく、加之至る所不信用と嫌惡と侮辱とは身邊を圍み貧困と失望とは心胸を去らす身を寄るに人なく助を乞ふに友なく、身外無一物とは憐れ墓なき出獄者を唱して云へる語なる

り、壯年あり、老年あり性を以て云はゞ男子あり女子あり晝は苦役に勞し、夜は各房暗濫倭陋なる鐵窓の許に三々五々空想するものあり沈黙するものあり時に或は良心の輝き初めて些か先非を悟り、家と思ひ、妻子を慕ふて涙に咽ふものなきにあらずと雖も、行きて己が煩苦を告げ同情の涙と誠實なる勸告を受けるの機會乏しく、只聞くものは己等が爲せし罪惡の多少を語り、其巧拙を喋々し、再び娑婆に出るの後更に人目を驚かすの巧妙新奇の策を出さんと互に奸智を盡して耳語するの微聲のみ、於是乎良心の光も亦全く影を隠し、共に隱謀を企て益々惡心を増長せしむるに至るなり、

斯かる有様なる我監獄を改良せんには如何なる方法により、如何なる妙案を以て罪人を救ひ、嚴正なる國家の、機關たる監獄を改良することを得可きや、人或は曰く分房制布く可し、階級制度施す可し曰く不定刑期曰く條件付裁判曰く國庫支辨曰く何曰く何と、其法案一にして足らずと雖も、之を實地に施すに當りては實に至難至苦と言はざる可らず、

必竟する所監獄の大目的たるや、犯罪者を減少し社會を安全に保護せん爲に犯罪者自身を改良感化、所乎と思ふ程なり此に至つてや同氣相求め同類相集り、曾て獄中にて得たる方法を再現し、遂に再び罪惡の淵に陥るもの少々ならざるなり、兎に角年々犯罪者の數を増し現に當市監獄の如き初犯と再犯とを比較するに四と六との比例を示すに至りしを見れば、當今の監獄と社會の有様とは罪惡を撲滅し若くは底止する所にあらずして却て犯罪人を養生し増殖せしむる罪惡養生の場所なる奇觀なきにあらず非乎、

慈善の友よ、世の識者よ目を擧げて視よ北海道は吾北門の鎖鑰ならずや、若も沃野千里海に河に我國無盡の富源なりとは我等の認むる所ならずや、而て年々歳々月に日に本土より護送する重罪人は或は將に萬を以て數へられんとす、此等の惡徒若くは單に僥倖を希ふ移住民をして吾北海道を支配せしめは其結果は果して如何ぞや、學術の奥義を探り教育の普及を計り殖産工業の盛大を企て此等罪惡を未然に防くは我等の希望して止まざる所なりと雖現在我同胞中七萬有餘の囚徒と其他幾多の同胞日に夜に罪を犯しつゝあるを思へば之を等閑に附し去る能はざるなり嗚呼ハオルド何處にあるエリサベツフライ何處にあ

る、起よ此等の志士仁人、
神を愛し國を愛する友よ、我等は可憐の罪囚の爲めに自己一身を犠牲として九地の下より彼等罪囚を九天の高きに救ふ能はざる手、素より其の罪に至りては尤も忌む可く、尤も憎む可し、然れども人誰か罪過なからん、只之を悔悟するにせざるにある而已、況んや彼等は我同胞にあらすや、彼等一朝豁然悔改したらんには我等と共に大東日の本の國民たる資格を有し、上陛下の大聖旨を安んじ奉り下同胞の大喜を來たす我等の愛する同胞たるに非ずや、誰か身を投して終身斯事業に盡さんにはビクトルユーゴノ哀史中にあるジャンバルシヤアア得ることあらんや、要は只至情を以て彼等と思ひ、知慮を盡して良案を實施するにあり、然れば即ち罪惡の潮流如何に高く卷き來ると雖、犯罪者を減少せんこと難きにあらざるを信するなり

人は神の子なりと聖書に云ひにき、故に我等の主イエスキリストは彼れ犯罪人をも潔く洗はんとて血を流し玉へり神は今尚彼等を招きて子となさんとし務むる者は果して誰ぞ嗚呼果して誰の任ぞや(完)

監獄彙報

●監獄署の面會人と差入物 警視廳監獄署在監人は常に千五六百人以上なるに之に對する面會人及差入物等を爲すもの日々二百乃至二百五十人の多きに居りしが日清事件以來如何の影響なるか近頃百人乃至百二十三人に減少せり右に付不景氣を感ずるは辨當星及代書人辯護士の茶番等なり

(明治廿七年八月卅一日 自由新聞)

●監獄署の豚 豫ねて持て餘され居る監獄署の豚は日清開戦以來大に花を咲かせて日々一二頭は必らず買取らるゝ由なるが右は近來各地に行はるゝ軍人慰勞會の用に供せらるゝに由るとなり

(明治廿七年九月一日 山梨日々新聞)

●強盜犯、改悛して獻金す 信州上高井郡仁禮村山岸竹三郎は強盜犯にて去る十九年十二月中重懲役九

給へり、而して彼等は己か情慾に勝つ能はず遂に人間の眞價を失ひ、人間の權利を失ひ、萬人の罵りと憎惡とを受く、高潔純正神に造られたる貴き靈、曇りて光を失ひ又善惡を判別する能はず、假令判別するも斷然決行する能はず、彼等の良心も彼等の身体も共に動す可らざる鐵鎖に纏はる、殊に幼兒にして母と共に監獄に入りしものあり、獄中にて生れしものあり、嗚呼世には教育の道開かれ、胎内教育に幼兒教育に其注意至らざるなしと雖、此等可憐なる小兒は褻褻に包まれ、鐵窓中暗き所を最上の樂園と思ひ無邪氣にも囚人なる母の膝にすがり、或は房内を匂ひ廻はる、之を見るもの誰か涙なからん、彼等は生れて汚濁の空氣を吸ひ見るものは罪惡の行爲聞くものは罪惡の聲、如何ぞ天賦の良性を毀さるを得んや

嗚呼是等良心鈍れて己が慾に克つ能はざる同胞、此等惡に染み罪に汚れんとする小供等の友となり導手となり親となりて天光を仰がしめ救主キリストの許に携へ、共に罪の赦を希ひ、神の子供とならしむるを

年に處せられ爾來長野監獄署に入監し居たるが行刑中は靴工部に編入され真心悔悟の狀見えて服務を勵みたる上獄則の謹守は勿論教誨の有難きに咽び常に他囚の模範を以て目せられたる程にて惡に強きは善にも強しと云ふ如く全く良心に立ち歸りたるにぞ來年の十二月二十日にて満期の筈の處昨年十一月九日假出獄を許されたり然るに同人はお上よりの御許は誠に難有けれと村の内に曾て害を加へたる家四軒あれば其家にて勘辨して呉ねば安心して歸宅する譯に行かずとて先づ曾て盜みに入りし四軒の家を廻りしに何れも全人の改心せるを賞めて何の遠慮に及ぶべきと云はれしより「是で氣が済んだ」と喜びて歸宅せしが此上は一生懸命善事を行ひ是迄の罪を償ひ名譽を恢復せねばならぬとして自身の進退に總て長野監獄教誨師に問合せて後爲す事とし又雪の降りし時の第一番に起きて村内の通路までも雪を掻き掃ひなごし冬期の獄内にて覺えたる靴を製造し農時には農事に力を盡し居たる處今度の日清事件を聞き昔ならば

生きて歸れぬ罪を犯しながら今の御世なればこそ再び婆に歸りしなれば御恩報じを爲すは此秋なりとて近ごろ桑直しをなして十二圓の金を得たる内より二圓を出し之を恤兵部へ獻金せんと云ひ出だせしに女房も之を賛成し如何にもお前の云ふ通り寛仁大度の御世なればこそ私も二度とお前に遇ふことが出来た譯にて御恩を酬すは今日なれば私もお前の留守中に溜めて置いた一圓を獻納せんとて夫婦にて三圓を獻納したり又同人へ入監したる當時ハ學問もなく自分の姓名を書く位が漸々なりしに是も教誨の厚きに依りて入監中大に文字も覺えたる由にて左の手紙を監獄署に送り來れり誤字もあれども原文のまゝ掲ぐ

署(暑の誤か)中伺

一以手紙や上候陳ば殘暑の砌御公儀機皆々無事に被爲入以哉奉伺候降て自分儀無義(恙か)謹勉仕り居り候間乍憚御安意可被下候次に自分寒中靴製造仕雪開て農業に勉強致し次第に食(養か)蠶の時節に相成十一日の間桑樹ならしに出で金十二圓を得

猶進で節儉と勉強を致し居り候所不圖朝鮮と和國と事件おこり是に依り自分家内に向ひ明治維新前なれば無事に歸宅すること能はず偏に 今上天皇様の御深惠故古郷へ歸ることを得此大恩を報ずるため金二圓軍用の費に獻納仕んと語り妻進で曰二度夫に逢ふ事實にうれしき次第とて猶は貯金一圓を出だし都合金三圓本月二日に獻納仕候へば其事村里に聞え夫れより村内一同獻金の會儀を開き當時大金出來候へば自分他の模範となり心用(信用)以前に倍し是と申すも嚴重なる御教育に預りし故と乍蔭御恩徳を奉拜賀(拜謝の誤か)候猶進で善事の一途を心掛候間乍憚御安意の程官下一同及び教誨師様へ宜敷御報被下度様奉願候也

明治二十七年八月十八日認む

限りなきならくのそこへしづむ身の

うかむ御法の舟ぞうれしき

上高井郡仁禮村 山岸竹三良

長野縣監獄署御中

(明治廿七年八月廿六日 讀賣新聞)

本書第十一卷の監獄制度の基礎となし有名なクロウチ氏編著の獄務教科全書の體制に則り傍ら最近の刊行に係るホルツェンドルフ、ヤーゲマン、ペール、ウルフ、エツケルト、スタルク其他刑獄に關係ある内外諸大家の著書を参照し科學的順序を追ふて苟くも治獄に關する事項は細大洩すなく盡く網羅編纂したる所の一大著述にして殊に其の理論と實際とを融合し往々歐米諸大家の崇めて以て金科玉條と確信する所の定説を痛撃する所あるか如き大に著者、研究の素あることを知らしむるに足るものあり都筑文學士の序文に曰く「精を取るゝと多くて力を用ふること勤めたりと謂ふへ一寔に以て斯道の指南車となすに足る」と時正さに監獄改良の機に際す看守教科用書として最も適當なるべきは論を俟たず苟くも職に此の事に執筆せらるゝ所の者常に一本を其の座右に備へられ且つ經國の有志も亦普く之を購讀するに至らばことを切望す若し夫れ購讀に關する手續等に就ては次に掲ぐる諸般購讀者に便利なる方法を參觀せられんとを要す

監獄學再版廣告

監獄學 全

(監獄構造法石版密圖數拾葉入)

伯爵井上内務大臣閣下題字
司法次官 清浦奎吾君序文
神奈川縣知事 中野健明君序文
靜岡縣知事 小松原英太郎君序文
神奈川縣典獄 小河滋次郎君編著

内務省警保局長 小野田元熙君序文
帝國大學法學科大學士 穂積陳重君序文
教授法學博士 都筑實六君序文
參事官文學士 久米金彌君序文
内務省參事官文學士

本書は本邦現行の監獄制度を基礎となし有名なクロウチ氏編著の獄務教科全書の體制に則り傍ら最近の刊行に係るホルツェンドルフ、ヤーゲマン、ペール、ウルフ、エツケルト、スタルク其他刑獄に關係ある内外諸大家の著書を参照し科學的順序を追ふて苟くも治獄に關する事項は細大洩すなく盡く網羅編纂したる所の一大著述にして殊に其の理論と實際とを融合し往々歐米諸大家の崇めて以て金科玉條と確信する所の定説を痛撃する所あるか如き大に著者、研究の素あることを知らしむるに足るものあり都筑文學士の序文に曰く「精を取るゝと多くて力を用ふること勤めたりと謂ふへ一寔に以て斯道の指南車となすに足る」と時正さに監獄改良の機に際す看守教科用書として最も適當なるべきは論を俟たず苟くも職に此の事に執筆せらるゝ所の者常に一本を其の座右に備へられ且つ經國の有志も亦普く之を購讀するに至らばことを切望す若し夫れ購讀に關する手續等に就ては次に掲ぐる諸般購讀者に便利なる方法を參觀せられんとを要す

本書は司獄官、裁判官、警察官、議員及獄務改良に熱心なる當局者並に民間有志諸君の好評を博し就中各府縣の多數は獄務有益の著述と認められ看守教科書に採用せられたるを以て初版數千部は忽ち豫約済となり尙續々申込あるを以て直に再版に付せり有志諸君希くは一本を備へ愛重せられんことを

(明治廿七年八月廿六日 讀賣新聞)

第三章	戒護官吏勤務法
第四章	遇囚法
第五章	懲罰
第六章	賞譽
第七章	書信及接見
第八章	監房訪問
第九章	釋放
第十節	釋放ノ事由○第二節釋放取扱手續○第三節假出獄施行手續○第四節免幽閉、特赦及大赦
第十一章	給與
第十二章	衛生
第十三章	病者處遇法○第二節精神病者處遇法○第三節監獄醫ノ職務
第十四章	會計
第十五章	教育
第十六章	書籍
第十七章	監獄統計
第十八章	補遺
第一節	女監取締ノ職務○第二節押丁ノ職務○第三節授業手ノ職務○第四節用達契約事項

監獄學目次終

廣告

高松地方裁判所豫審判事從七位小川正治君題字
神奈川縣典獄從七位小河滋次郎君序文
香川縣典獄從七位田中義達君序文
香川縣看守部長笠原正進君纂著
新舊對照獄務必携

大日本監獄管理法便覽 完

附隨頭泰西監獄管理法拔要

(百卅頁余)美本價凡廿錢遞送料は別に申受候
本書は現行監獄法を基礎とし之に刑法及刑法附則を
参照とし凡う紙面を五段に分ち第初段を(西洋)第二
と(昔時)第三を(明治初世)第四を(明治中世)第五を
(現世)の部とし苟も獄事に關する法令規則は細大洩
さす實に獄務家必携の良書なり右御望の諸君は下名
へ向け御申越有之度候也

大日本監獄協會内

明治廿七年七月

佐野 尚

正誤

○拙著大日本監獄管理法便覽田中典獄序文中正明ノ
貨ヲ賛クル云々則チ貨ハ化ノ誤ナリ著者茲ニ校正ノ
不明ヲ謝シ謹テ誤ヲ正ス 笠原正進

●教誨叢書第三十二輯目錄

明治廿七年八月分

毎月一回出版一冊金四錢
郵費二錢二冊以上同金一錢

○教誨 艱難 在英國 留岡 幸助

○宗教 人生の真相 東京 三浦泰一郎
○傳記 近江聖人(承前) 鋼路 駿堂學人

○伊勢平藏家訓 赤穂義士銘々傳 間十次郎 天福堂主人

○日新公教訓歌解 五倫 朋友 南海逸士

○勸話 北海のイツツブ 老たる寡婦 渡邊望岳
貧乏神と囃の神の話 虎皇を忘れた話

○明治近思錄 修養 天に於て喜悅あらん 薇峯樵夫
書籍案内

○半年の勉強 第一回 天福堂主人

會 告

●本會雜誌代金取經主任ヲ設ケラレタル各署御購讀員ノ出入ハ必ス該御主任ヲ經テ申報アラントヲ希望ス

○本誌定價並廣告料

●監獄雜誌
 一 全署内五名以上購讀ノ向ハ 壹部定價 前金六錢 (全國無遞送料)
 一 一府縣内數百名協議購讀ノ向ハ 前金五錢五厘(全 上)
 一 又一署内一名以上ノ雜誌代金ヲ取經メ之レヲ送付シ及讀者ノ増減、轉免等ヲ報告スルノ勞ヲ取ラセラル、諸君ニハ雜誌ノ代金ハ申受ケサルモノトス
 ●廣告料 一行一回分 金十錢

○雜 則

●監獄雜誌ヲ注文セラル、ハ住所姓名(官衙ニ奉職セラル、)ヲ詳記シ雜誌ノ號數ヲ指定シ一冊若クハ數冊分ノ前金ヲ添ヘラルヘシ
 ●雜誌ノ前金相切レ候節ハ送本ヲ停止ス但官署上等司獄官及本會々費取經主任ノ資格ヲ以テ申込ノ向等本會ニ於テ信スル所ノ諸君ハ特ニ廢讀ノ通知ニ接スル迄ハ引續キ送本シハ金申受ク可シ
 ●右ノ如ク前金相切レ候諸君ニ對シ雜誌ヲ送付スルトキハ其帶封ヘ(督)印ヲ押捺シ御送金ヲ促シ又前金拂込ノ向ヘハ(濟)印ヲ押捺スルヲ例トス
 ●雜誌代金ヲ送付セラル、ハ爲換ノ宛名ハ東京支會會計部トシ東京四ツ谷郵便支局ニ向ケ拂込アリタシ
 ●通運便ニ付セラル、ハ其持込賃ヲ添ヘ郵券ヲ以テ代用セラル、ハ五厘切手一割増タルヘシ
 ●本誌代金領收證、請求書其他本會ノ回報ヲ要セラル、向ハ返信用郵券又ハ葉書ヲ送付セラルヘシ
 ●本誌賣捌望ノ向ハ其旨申込アルヘシ
 出版主任 磯村 兌 貞

明治廿七年九月三十日發行

發行人兼編輯人

磯村 兌 貞

印刷人

海沼 富太郎

(明治二十七年二月廿六日遞信省認可)

發行所 愛知縣名古屋市西洲崎町四番戶警察監獄學會
 支會 東京四ツ谷區荒木四廿七番地 警察監獄學會支會
 印刷所 東京市京橋區銀座四丁目一番地 博聞社